

目 次

第 1 編 総 則			
第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の定義	1
第 2 編 旅客営業			
第 1 章 通 則			
第 1 節 通 則			
第 4 条	運賃及び料金前払いの原則	2
第 5 条	契約の成立時期等	2
第 6 条	旅客の運送等の制限又は停止	2
第 7 条	運行不能の場合の取扱方	3
第 8 条	期間の計算方	3
第 9 条	乗車券類、手回り品切符等に対する証明	3
第 10 条	旅客の提出する書類	3
第 11 条	旅客の遵守事項	3
第 12 条	準拠法及び管轄裁判所	4
第 13 条	規則の効力	4
第 14 条	規則の変更	4
第 2 節 乗車券類の発売			
第 15 条	乗車券の種類	4
第 16 条	乗車券類の購入及び所持等	5
第 17 条	旅客運賃割引証及び通学証明書発行の監査	5
第 18 条	旅客運賃割引証及び通学証明書の不正発行に対する取扱い	5
第 19 条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	5
第 20 条	割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合	5
第 3 節 旅客運賃及び料金			
第 21 条	旅客運賃及び料金計算上の経路	6
第 22 条	営業キロ程	6
第 23 条	旅客運賃及び料金の計算方の特則	6
第 24 条	旅客運賃の計算に使用する営業キロ程	6
第 25 条	旅客の区分	6
第 26 条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	7
第 27 条	割引の旅客運賃	7
第 4 節 乗車券類の効力			
第 28 条	券面表示事項が不明となった乗車券類	7
第 29 条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方	7

第 52 条	普通乗車券の発売箇所	13
第 53 条	普通乗車券の発売範囲	13
第 54 条	普通乗車券の発売日	13
第 55 条	被救護者割引普通乗車券の発売	13
第 56 条	被救護者旅客運賃割引証	14

第 2 節 普通旅客運賃

第 57 条	普通旅客運賃の計算に使用する営業キロ程の特例	15
第 58 条	普通旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金	15
第 59 条	加算普通旅客運賃の適用区間及び額	15
第 60 条	小児の普通旅客運賃	15
第 61 条	削除		
第 62 条	被救護者割引	15

第 3 節 普通乗車券の効力

第 63 条	普通乗車券の使用条件	16
第 64 条	普通乗車券の効力の特例	16
第 65 条	旅客運賃の払いもどしをしない場合	16
第 66 条	不乗区間に対する取扱い	16
第 67 条	普通乗車券の有効期間	16
第 68 条	小児用普通乗車券の効力の特例	16
第 69 条	継続乗車	17
第 70 条	普通乗車券が前途無効となる場合	17
第 71 条	普通乗車券が無効となる場合	17
第 72 条	被救護者割引乗車券の効力	18

第 4 節 普通乗車券の様式

第 73 条	普通乗車券の駅名等の表示方	18
第 74 条	片道乗車券の様式	19
第 75 条	削除		

第 5 節 普通乗車券の改札及び引渡し

第 76 条	普通乗車券の改札及び引渡し	20
--------	---------------	-------	----

第 6 節 乗車変更等の取扱い

第 1 款 乗車変更の取扱い

第 1 目 旅行開始前の乗車変更の取扱い

第 77 条	乗車券類変更	20
--------	--------	-------	----

第 2 目 旅行開始後の乗車変更の取扱い

第 78 条	区間変更	20
第 79 条	精算券	21

第 2 款 旅客の特殊取扱い

第 1 目 普通乗車券の無効

第 80 条	普通乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受	21
第 81 条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方	21
第 2 目 普通乗車券の紛失		
第 82 条	普通乗車券紛失の場合の取扱方	21
第 83 条	普通乗車券を紛失した旅客から再收受した旅客運賃の払いもどし	22
第 3 目 任意による旅行の取りやめ		
第 84 条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	22
第 85 条	旅行開始後の旅客運賃の払いもどし	22
第 86 条	旅行中止による普通乗車券の有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし	22
第 87 条	傷い疾病等の場合の証明	23
第 88 条	普通乗車券の有効期間の延長及び普通旅客運賃の払いもどしの特例	23
第 4 目 運行不能及び遅延		
第 89 条	列車の運行不能又は遅延の場合の普通乗車券を使用する旅客の取扱方	23
第 90 条	普通乗車券を使用する旅客の旅行中止による旅客運賃の払いもどし	24
第 91 条	普通乗車券の有効期間延長の取扱方	24
第 92 条	普通乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方	24
第 93 条	普通乗車券を使用する旅客の旅客運賃の払いもどし駅	25
第 94 条	普通乗車券を使用する旅客の不通区間の別途旅行の取扱方	25
第 95 条	運行不能又は遅延等の場合のその他の請求	25
第 5 目 誤 乗		
第 96 条	普通乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還	25
第 97 条	普通乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還の取扱方	26
第 3 章 定期乗車券		
第 1 節 定期乗車券の発売		
第 98 条	通勤定期乗車券の発売	27
第 99 条	通学定期乗車券の発売	27
第 100 条	定期乗車券の発売箇所	28
第 101 条	定期乗車券の発売範囲	29
第 102 条	定期乗車券の発売日	29
第 103 条	定期乗車券の一括発売	29

第 104 条	定期乗車券購入用乗車証	29
第 2 節 定期旅客運賃		
第 105 条	定期旅客運賃の計算に使用する営業キロ程の特例	30
第 106 条	定期旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金	30
第 107 条	加算定期旅客運賃の適用区間及び額	30
第 108 条	小児の定期旅客運賃	30
第 109 条	有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃の計算方	30
第 3 節 定期乗車券の効力		
第 110 条	定期乗車券の使用条件	31
第 111 条	通学定期乗車券の使用条件	31
第 112 条	定期乗車券の効力の特例	32
第 113 条	小児用定期乗車券の効力の特例	32
第 114 条	定期乗車券の有効期間	32
第 115 条	継続乗車	32
第 116 条	通勤定期乗車券の選択乗車	32
第 117 条	氏名変更時の定期乗車券の書換え	33
第 118 条	定期乗車券が前途無効となる場合	33
第 119 条	定期乗車券が無効となる場合	33
第 4 節 定期乗車券の様式		
第 120 条	定期乗車券の駅名の表示方	34
第 121 条	定期乗車券の様式	34
第 5 節 定期乗車券の改札及び引渡し		
第 122 条	定期乗車券の改札及び引渡し	34
第 6 節 定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い		
第 1 款 定期乗車券の無効		
第 123 条	定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受	35
第 124 条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方	35
第 2 款 定期乗車券の紛失		
第 125 条	定期乗車券紛失の場合の取扱方	36
第 3 款 任意による旅行の取りやめ		
第 126 条	使用開始前の旅客運賃の払いもどし	36
第 127 条	使用開始後の旅客運賃の払いもどし	36
第 128 条	使用開始後7日以内の定期乗車券の払いもどし	37
第 4 款 運行不能及び遅延		

第 129 条	定期乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし	37
第 130 条	運行不能、遅延等の場合のその他の請求	37
第 4 章 回数乗車券			
第 1 節 回数乗車券の発売			
第 131 条	普通回数乗車券の発売	38
第 132 条	削除		
第 133 条	削除		
第 134 条	削除		
第 135 条	回数乗車券の発売箇所	39
第 136 条	回数乗車券の発売範囲	39
第 137 条	回数乗車券の発売日	39
第 2 節 回数旅客運賃			
第 138 条	回数旅客運賃	39
第 139 条	削除		
第 3 節 回数乗車券の効力			
第 140 条	回数乗車券の使用条件	40
第 141 条	回数乗車券の効力の特例	40
第 142 条	旅客運賃を払いもどししない場合	40
第 143 条	不乗区間に対する取扱い	40
第 144 条	回数乗車券の有効期間	40
第 145 条	小児用回数乗車券の効力の特例	40
第 146 条	継続乗車	41
第 147 条	回数乗車券の同時使用	41
第 148 条	回数乗車券が前途無効となる場合	41
第 149 条	回数乗車券が無効となる場合	41
第 150 条	削除		
第 4 節 回数乗車券の様式			
第 151 条	回数乗車券の駅名等の表示方	42
第 152 条	回数乗車券の様式	42
第 5 節 回数乗車券の改札及び引渡し			
第 153 条	回数乗車券の改札及び引渡し	43
第 6 節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い			
第 1 款 回数乗車券の無効			
第 154 条	回数乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受	43
第 155 条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方	43

第 2 款 回数乗車券の紛失		
第 156 条	回数乗車券紛失の場合の取扱方	44
第 3 款 任意による旅行の取りやめ		
第 157 条	使用開始前の旅客運賃の払いもどし	44
第 158 条	使用開始後の旅客運賃の払いもどし	44
第 4 款 運行不能及び遅延		
第 159 条	列車の運行不能又は遅延の場合の回数乗車券を使用する旅客の取扱方	44
第 160 条	回数乗車券を使用する旅客の無貨送還の取扱方	45
第 161 条	回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし	45
第 162 条	運行不能及び遅延等の場合のその他の請求	45
第 5 章 団体乗車券		
第 1 節 団体乗車券の発売		
第 163 条	団体乗車券の発売	46
第 164 条	団体乗車券の発売箇所	46
第 165 条	団体乗車券の発売範囲	47
第 166 条	団体乗車券の発売日	47
第 167 条	団体旅客運送の申込み	47
第 168 条	団体旅客運送の予約	47
第 169 条	団体旅客申込人員等の変更	48
第 170 条	責任人員	48
第 171 条	団体旅客に対する保証金	48
第 172 条	一部区間不乗の団体乗車券の発売	48
第 2 節 団体旅客運賃		
第 173 条	団体旅客運賃の割引率	49
第 174 条	団体旅客運賃の計算方	50
第 175 条	旅客の区分の特例	50
第 176 条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	50
第 177 条	団体旅客運賃を計算する場合の区間数の通算	50
第 3 節 団体乗車券の効力		
第 178 条	団体乗車券の使用条件	51
第 179 条	団体乗車券の効力の特例	51
第 180 条	旅客運賃の払いもどしをしない場合	51
第 181 条	不乗区間に対する取扱い	51
第 182 条	団体乗車券の効力の特例	51
第 183 条	団体乗車券の有効期間	51
第 184 条	団体乗車券が前途無効となる場合	52
第 185 条	団体乗車券が無効となる場合	52

第 4 節 団体乗車券の様式			
第 186 条	団体乗車券の駅名の表示方	52
第 187 条	団体乗車券の様式	53
第 5 節 団体乗車券の改札及び引渡し			
第 188 条	団体乗車券の改札及び引渡し	53
第 6 節 乗車変更等の取扱い			
第 1 款 乗車変更の取扱い			
第 189 条	団体乗車券の区間変更	54
第 2 款 旅客の特殊取扱い			
第 1 目 団体乗車券の無効			
第 190 条	団体乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受	54
第 191 条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方	55
第 2 目 団体乗車券の紛失			
第 192 条	団体乗車券紛失の場合の取扱方	55
第 193 条	団体乗車券を紛失した旅客から再収受した旅客運賃の払いもどし	55
第 3 目 任意による旅行の取りやめ			
第 194 条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	55
第 4 目 運行不能及び遅延			
第 195 条	列車の運行不能又は遅延の場合の団体乗車券を使用する旅客の取扱方	56
第 196 条	団体乗車券を使用する旅客の旅行中止による旅客運賃の払いもどし	56
第 197 条	団体乗車券の有効期間延長の取扱方	56
第 198 条	団体乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方	57
第 199 条	団体乗車券を使用する旅客の旅客運賃の払いもどし駅	57
第 200 条	団体乗車券を使用する旅客の不通区間の別途旅行の取扱方	57
第 201 条	運行不能又は遅延等の場合のその他の請求	58
第 5 目 誤 乗			
第 202 条	団体乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還	58
第 203 条	団体乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還の取扱方	58

第 6 章 貸切乗車券		
第 1 節 貸切乗車券の発売		
第 204 条	貸切乗車券の発売	59
第 205 条	貸切乗車券の発売箇所	59
第 206 条	貸切乗車券の発売範囲	59
第 207 条	貸切乗車券の発売日	59
第 208 条	貸切旅客運送の申込み	59
第 209 条	貸切旅客運送の予約	59
第 210 条	貸切旅客申込人員等の変更、貸切旅客に対する保証金等	59
第 2 節 貸切旅客運賃及びその他の料金		
第 1 款 貸切旅客運賃		
第 211 条	貸切旅客運賃	60
第 212 条	貸切旅客運賃の最低額	60
第 213 条	貸切旅客の運賃收受定員超過の場合の旅客運賃	60
第 2 款 その他の料金		
第 214 条	車両の留置料金	60
第 215 条	貸切扱い取消しの場合の回送料	60
第 3 節 貸切乗車券の効力		
第 216 条	貸切乗車券の使用条件	61
第 217 条	貸切乗車券の効力の特例	61
第 218 条	不乗区間に対する取扱い	61
第 219 条	貸切乗車券の有効期間	61
第 220 条	貸切乗車券が前途無効となる場合	61
第 221 条	貸切乗車券が無効となる場合	62
第 4 節 貸切乗車券の様式		
第 222 条	貸切乗車券の駅名の表示方	62
第 223 条	貸切乗車券の様式	62
第 5 節 貸切乗車券の改札及び引渡し		
第 224 条	貸切乗車券の改札及び引渡し	62
第 6 節 貸切乗車券を使用する旅客の特殊取扱い		
第 1 款 貸切乗車券の無効		
第 225 条	貸切乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受	63
第 226 条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方	63
第 2 款 貸切乗車券の紛失		
第 227 条	貸切乗車券紛失の場合の取扱い	63
第 228 条	貸切乗車券を紛失した旅客から再收受した旅客運賃の払いもどし	63
第 3 款 任意による旅行の取りやめ		

第 229 条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	64
第 4 款 運行不能及び遅延		
第 230 条	列車の運行不能又は遅延の場合の貸切乗車券を使用する旅客の取扱方	64
第 231 条	貸切乗車券を使用する旅客の旅行中止による旅客運賃の払いもどし	64
第 232 条	貸切乗車券の有効期間延長の取扱方	65
第 233 条	貸切乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方	65
第 234 条	貸切乗車券を使用する旅客の旅客運賃の払いもどし駅	65
第 235 条	貸切乗車券を使用する旅客の不通区間の別途旅行の取扱方	66
第 236 条	運行不能又は遅延等の場合のその他の請求	66
第 5 款 誤 乗		
第 237 条	貸切乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還	66
第 238 条	貸切乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還の取扱方	66
第 7 章 入場券		
第 239 条	入場券の発売	67
第 240 条	入場料金	67
第 241 条	入場券の効力	67
第 242 条	入場券の効力の特例	67
第 243 条	入場券が無効となる場合	67
第 244 条	入場券の様式	68
第 245 条	入場券の改札及び引き渡し	68
第 246 条	無札入場者	68
第 247 条	入場料金の払いもどし	68
第 8 章 手回り品		
第 248 条	手回り品	69
第 249 条	持込禁制品	69
第 250 条	無料手回り品	70
第 251 条	無料手回り品の特別取扱い	70
第 252 条	有料手回り品	71
第 253 条	普通手回り品切符	71
第 254 条	普通手回り品切符の効力	71
第 255 条	削除	
第 256 条	削除	
第 257 条	持込禁制品又は第 308 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を持ち込んだ場合の処置	72
第 258 条	持込禁制品を持ちもつた場合の処置	72

第 259 条	旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合の処置	72
第 260 条	手回り品の保管	72

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」という。)と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等(以下「旅客の運送等」という。)に関する契約について、合理的な取扱方を定め、もって旅客の便利と当社の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社と旅客との間の、当社線における旅客の運送等に関する契約については、この規則及び次の各号に掲げる当社が別に定める規則(以下まとめて「当社規則」という。)が適用され、契約の内容となる。なお、当社は、当社規則の規定内容の適用を前提として、旅客からの運送等に関する申込みを承諾する。

- (1) 連絡運輸取扱規則
- (2) IC 乗車券取扱規則
- (3) ICOCA 乗車券取扱規則
- (4) 企画乗車券取扱規則
- (5) 身体障害者旅客運賃割引規則
- (6) 知的障害者旅客運賃割引規則
- (7) 戦没者遺族旅客運賃割引規則

2 なお、当社と旅客との間の、神戸高速線における旅客の運送等に関する契約については、別に定める「神戸高速線旅客営業規則」を適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「駅」とは、旅客の取扱いを行う停留場をいう。
- (2) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。
- (3) 「乗車券類」とは、第 15 条に規定する乗車券、第 45 条に規定する精算券及び第 239 条に規定する入場券をいう。
- (4) 「手回り品切符」とは、第 253 条に規定する普通手回り品切符をいう。
- (5) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札(駅の改札口で、係員又は改札機により、旅客の乗車券類又は手回り品切符の有効性を確認すること。以下同じ。)を受けて入場することをいう。ただし、旅客が改札を受けることができない場合は、列車に乗車することをいう。
- (6) 「旅行終了」とは、旅客が旅行を終了する駅において、乗車券の改札を受けて出場することをいう。ただし、旅客が改札を受けることができない場合は、列車から下車することをいう。

(7)「当社線」とは、当社が経営する本線、阪神なんば線及び武庫川線をいう。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

第 1 節 通 則

(運賃及び料金前払いの原則)

第 4 条 旅客は、運送等の契約の申込みを行おうとする場合、現金をもって所定の運賃及び料金を支払うものとする。ただし、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

(契約の成立時期等)

第 5 条 旅客の運送等に関する契約は、別段の定めがない限り、旅客が所定の運賃及び料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって成立した契約は、別段の定めがない限り、その契約が成立した時のこの規則の規定を適用する。

3 旅客は、当社に対し、一旦成立した第 1 項の契約について一方的に撤回や解消をすることができないものとする。また、当社規則に特段の定めがある場合を除き、一旦支払った運賃及び料金の払いもどしを請求することはできない。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第 6 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があると当社が認めたときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類及び手回り品切符の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車等の制限
- (3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間、持込みの列車等の制限

2 前項の制限又は停止を行う場合は、その旨を関係の駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第 7 条 第 5 条の規定による契約の成立にかかわらず、列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内を発着となる旅客又は通過する旅客の運送等を行わない。ただし、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾し、かつ、当社が認めたときは、この限りではない。

- (1) 不通区間については、当社線を利用できないこと。
 - (2) 不通区間に対する旅客運賃の支払いを行い、かつ、その払いもどしを請求しないこと。
- 2 旅客は、旅行開始後に発着又は通過予定の区間が不通となった場合において、当社が当該不通区間に対して他社鉄道線による振替輸送又は他社等による代行輸送の措置を講じたときは、当該輸送手段による取扱いを請求することができる。
- 3 前項の規定において、旅客は、その所持する乗車券が定期乗車券又は団体乗車券である場合は、旅行開始前であっても、当該輸送手段による取扱いを請求することができる。

(期間の計算方)

第 8 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず 1 日として計算する。

(乗車券類、手回り品切符等に対する証明)

第 9 条 当社において、乗車券類、手回り品切符等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押すことによって証明するものとする。

(旅客の提出する書類)

第 10 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、ボールペン等の容易に改ざんすることのできないものをもって記載するほか、当社が特に定めるものについては、これに押印しなければならない。ただし、第 98 条及び第 99 条に規定する定期乗車券購入申込書(通学証明書として発行する場合を除く)は、鉛筆で記入することができるものとする。

- 2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所を押印しなければならない。
- 3 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、当社が特に明示した場合を除き、旅客の運送等の契約に関してのみ使用する。

(旅客の遵守事項)

第 11 条 旅客は当社規則を遵守し、係員の指示等に従わなければならない。

- 2 旅客が前項の規定に違反したこと等により、当社に損害を与えたときは、当社に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 当社規則における当社と旅客との契約関係は日本法に準拠する。

2 当社と旅客との紛争に関しては大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規則の効力)

第 13 条 当社規則の規定は、強行法規等によって法律上無効とされない限度で法的効力を有するものとする。

2 仮に当社規則の一部の条項が法律上無効と判断された場合においても、残りの条項は引き続き法的効力を有するものとする。

(規則の変更)

第 14 条 当社は、営業内容の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において当社規則を変更できるものとし、旅客はあらかじめこれを承諾するものとする。なお、当社規則が変更された場合、以降の運送については、変更後の当社規則の定めるところによる。

2 前項による規則の変更に際しては、変更後の規則の内容と適用開始日をあらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

第 2 節 乗車券類の発売

(乗車券の種類)

第 15 条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 片道乗車券
- (2) 定期乗車券 通勤定期乗車券、通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券 普通回数乗車券
時差回数乗車券
土・休日割引回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券

(乗車券類の購入及び所持等)

第 16 条 列車に乗車する旅客は、所定の発売箇所において、当該乗車に有効な乗車券を購入し、旅行開始から旅行終了まで、常にこれを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当社の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、この規則の定める方法により、所定の発売箇所において、速やかに相当の乗車券を購入しなければならない。

3 当社の承諾を得ず、乗車券を所持しないで旅行を開始した旅客(以下「無札旅客」という。)は、途中駅又は下車駅で所定の運賃を支払わなければならない。

(旅客運賃割引証及び通学証明書発行の監査)

第 17 条 当社は、必要に応じて、旅客運賃割引証及び通学証明書の出納又は発行の適否、その他正規に反する取扱いの有無等について、監査を行うことがある。

(旅客運賃割引証及び通学証明書の不正発行に対する取扱い)

第 18 条 旅客運賃割引証又は通学証明書を発行者が使用資格者以外の者又は次条の規定により割引乗車券若しくは通学定期乗車券の発売を停止された者に対し発行したときは、当社は、その施設又は学校に対して第 55 条第 1 項各号に掲げる施設からの除外及び第 99 条の規定による指定学校の取消し、また、第 48 条、第 80 条、第 123 条、第 154 条、第 190 条及び第 225 条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することがある。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 19 条 旅客運賃割引証及び通学証明書又はこれらを使用して購入した割引乗車券及び通学定期乗車券を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 20 条 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者又は使用者が記入しなければならない事項を記入していないもの又は必要な箇所に押印していないもの

(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印がないもの

第 3 節 旅客運賃及び料金

(旅客運賃及び料金計算上の経路)

第 21 条 旅客運賃及び料金は、旅客が実際に乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

(営業キロ程)

第 22 条 旅客運賃及び料金の計算をキロメートルで定める場合は、駅間ごとに算定した、別表1号に定める営業キロ程表による。

2 営業キロ程を用いて、旅客運賃及び料金を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げるものとする。

(旅客運賃及び料金の計算方の特則)

第 23 条 前条第1項の規定にかかわらず、駅と駅との中間において旅客の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算については、取扱区間から見てその外方となる駅から起算した発着の営業キロ程又は運賃区間による。

(旅客運賃の計算に使用する営業キロ程)

第 24 条 旅客運賃を計算する場合に使用する営業キロ程は、当社線が連続する限りこれを通算する。ただし、その経路の全部又は一部が複乗(同一の区間につき、複数回列車に乗車することをいう。)となる場合は、複乗が開始される駅において打切って各別に計算する。

(旅客の区分)

第 25 条 旅客運賃は、この規則の定めるところにより、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、大人及び小児の旅客については所定の旅客運賃を収受するものとし、その他の旅客については、原則として旅客運賃を収受しない。

大人 12才以上の者

小児 6才以上12才未満の者

幼児 1才以上6才未満の者

乳児 1才未満の者

2 前項の規定にかかわらず、幼児についても、次の各号のいずれかに該当する場合は、小児とみなして所定の旅客運賃を収受するものとする。

(1) 幼児が、幼児だけで旅行する場合

- (2) 大人又は小児1名につき、同伴される幼児が3名以上である場合(ただし、2人までは幼児として取り扱う。)
- (3) 第 175 条に規定する場合

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 26 条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

(割引の旅客運賃)

第 27 条 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は、小児の無割引の旅客運賃から当社所定の割引額を差し引いて、10 円未満の端数を切り上げて 10 円単位とした額(以下この方法を「端数計算」という。)とする。

第 4 節 乗車券類の効力

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

- 第 28 条** 旅客は、その券面表示事項の全部又は一部が不明となった乗車券類を使用することができない。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、券面表示事項の書換えを請求しなければならない。
 - 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申し出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。
 - 4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

第 29 条 旅客が、効力のない乗車券類を使用して乗車しようとした場合は、当該乗車券類を無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

(途中下車の取扱い)

第 30 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された有効区間内の着駅以外の駅に下車して出場した場合であっても、これを一回の乗車とする。

第 5 節 乗車券類の様式

(乗車券類の表示事項)

第 31 条 乗車券類の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃及び料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券類、その他特殊の乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

(乗車券類の様式の補足、変更等)

第 32 条 乗車券類の様式は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項等については、印章の押印、追記、切断等の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によって表面に表示すべき事項を裏面に表示、又は配列の一部を変更することがある。

3 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片に印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類 「小」
- (2) 学生用の乗車券類 「学」、「学生」、「中学生」

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第 33 条 旅客運賃の割引等を行う乗車券類には、その証として関係券片の表面に、ゴム印の押印等により、次の各号に定める印章の表示を行う。ただし、特に定める乗車券類については、この表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃を割引する場合の印章



- (2) 乗車券類及び手回り品切符を無効とする場合及び払いもどした場合の印章(無効印)



- (3) 乗車券類及び普通手回り品切符を有効証明する場合の印章(有効証明印)



- (4) 団体乗車券を改札する場合の印章(改札印)

(普通乗車券を発行する場合を含む。)



- 2 各印章類による着色は、別に定める場合を除き、黒色、紫色又は赤色とする。

第 6 節 乗車券類の改札及び引渡し

(乗車券類及び手回り品切符の改札)

第 34 条 列車に乗車する目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類及び手回り品切符を所持して、定められた場所で、改札を受けなければならない。ただし、旅客が改札を受けることができない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は当社の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類及び手回り品切符の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

(乗車券類及び手回り品切符の引渡し)

第 35 条 旅客は、その所持する乗車券類及び手回り品切符が効力を失い、若しくは不要になった場合、又は当該乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類及び手回り品切符を当社に引き渡すものとする。

第 7 節 乗車変更等の取扱い

第 1 款 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第 36 条 旅客が乗車変更、旅客運賃又は料金の払いもどし等の特殊な取扱いを請求しようとする場合は、駅において、所定の手数料を支払ったうえで、これを請求しなければならない。

(払いもどしの期限)

第 37 条 旅客は旅客運賃及び料金について、当社規則に基づく払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃の收受又は払いもどしをする場合の既に收受した額)

第 38 条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃額を收受しているものとして收受、又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃額を限度として取り扱う。

第 2 款 乗車変更の取扱い

(乗車変更の種類)

第 39 条 旅客がその所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更(以下「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前に申し出があった場合
乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申し出があった場合
区間変更

(乗車変更の取扱範囲)

第 40 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、実乗車区間の一部又は全部が複乗となるときは、区間変更の取扱いを請求することができない。

(割引乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 41 条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券類を所持する旅客は、乗車変更の取扱いを請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第 42 条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客は、乗車変更の取扱いを請求することができない。

(乗車変更をした場合の乗車券類の有効期間)

第 43 条 乗車変更をした場合に交付する乗車券類の有効期間は、当該乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた日数とする。

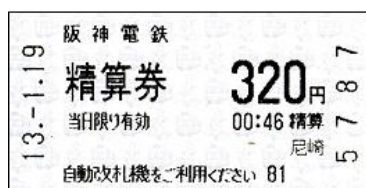
(別途乗車)

第 44 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について別途乗車として相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

(精算券)

第 45 条 前条の規定により着駅の精算機において旅客運賃を追加で収受する場合には、精算券を発行する。

2 精算券の様式は、次のとおりとする。



第 3 款 旅客の特殊取扱い

第 1 目 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 46 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第 47 条 旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

第 2 目 乗車券の無札

(無札旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受)

第 48 条 旅客が、当社の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車した場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを合わせて収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方)

第 49 条 前条の規定により旅客運賃及び増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなき場合は、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなし同条の規定を適用する。

第 3 目 誤購入

(乗車券の誤購入の場合の取扱い)

第 50 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合であって、当該誤購入が、駅名の同一、類似、その他やむを得ない事由によると当社が認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第 2 章 普通乗車券

第 1 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 51 条 普通乗車券は、次に掲げるものを発売する。

片道乗車券

発売駅から片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)が可能な乗車券

(普通乗車券の発売箇所)

第 52 条 普通乗車券は駅において発売する。

2 前項の規定にかかわらず、東鳴尾駅と洲先駅との相互間を乗車する旅客に対しては、列車内において、その乗務員が普通乗車券を発売する。

(普通乗車券の発売範囲)

第 53 条 普通乗車券は発売駅から乗車する場合に有効なものに限って、これを発売する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、発売駅以外の駅から乗車する場合に有効な普通乗車券を発売する。

- (1) 東鳴尾駅又は洲先駅発の普通乗車券を発売する場合
- (2) 無札旅客に対してその実乗車区間の普通乗車券を発売する場合

(普通乗車券の発売日)

第 54 条 普通乗車券は発売当日から有効開始となるものを発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 55 条 次の各号に掲げる施設に保護又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合において、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その被救護者旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往路及び復路(復路については往路の乗車と同日又は翌日に限る。)の乗車について割引普通乗車券を発売する。

- (1) 児童福祉法(1947 年法律第 164 号)第 12 条の4に規定する児童相談所付設の一時保護施設並びに同法第 41 条、第 42 条、第 43 条の2及び第 44 条に規定する児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 生活保護法(1950 年法律第 144 号)第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。

旅客営業規則

- (3) 社会福祉法(1951年法律第45号)第2条第2項第1号に規定する生活困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設並びに同条第3項第8号及び第9号の事業を行う施設で前号以外のもの
- (4) 老人福祉法(1963年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設。ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。
- (5) 少年院法(2014年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(2014年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
- (6) 更生保護法(2007年法律第88号)第29条に規定する保護観察所
- 2 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合であつて、被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限り、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往路及び復路(復路については往路の乗車と同日又は翌日に限る。)の乗車について割引普通乗車券を発売することができる。

(被救護者旅客運賃割引証)

第56条 前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合、被救護者は次項に定める所定の様式に必要な事項が記載され、かつ施設の代表者の押印のある被救護者旅客運賃割引証を提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏		
被救護者旅客運賃割引証		(この割引証の使用上の注意)		
第 号		(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。		
認定番号		(2) この割引証は、旅行に限って使用できます。		
乗車区間	駅から 駅まで	經由	(3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印してないものは、使用できません。	
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人		
旅行証明書番号				
被救護者の氏名 及び年齢	(才)			
付添人の氏名 及び年齢	(才)			
割引率	5割			
有効期限	年 月 日まで			
施設の所在 施設名 代表者氏名	代表者 職			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)		割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)		教 添
			31 33	

3 被救護者旅客運賃割引証は、発行の日から1か月間に限り、有効なものとして使用することができる。

第 2 節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃の計算に使用する営業キロ程の特例)

第 57 条 第 24 条ただし書きの規定にかかわらず、大阪梅田・杭瀬間の各駅と尼崎駅を經由する大阪難波・出来島間の各駅との相互間の普通旅客運賃を計算する場合に使用する営業キロ程は、大物駅・尼崎駅間が複乗となる場合であっても、大物駅を經由するものとして計算する。

(普通旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金)

第 58 条 普通旅客運賃は、鉄道駅バリアフリー料金を含めて収受するものとし、大人の普通旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金は、別表2号のとおりとする。

2 大人の普通旅客運賃は、全て鉄道駅バリアフリー料金を含んだ額をいうものとする。なお、当社規則においては、特段の定めがある場合を除き、普通旅客運賃は大人の普通旅客運賃を指すものとする。

(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)

第 59 条 加算普通旅客運賃の適用区間は大阪難波駅・西九条駅間とし、額は次のとおりとする。

大人加算普通旅客運賃 90 円

ただし、有効区間の営業キロ程が4キロメートル以下の場合の額は 60 円とする。

2 加算普通旅客運賃区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間とにまたがって乗車する場合の片道普通旅客運賃は、有効区間の営業キロ程に基づき計算した額に前項に掲げる加算普通旅客運賃を加えた額とする。

(小児の普通旅客運賃)

第 60 条 小児の普通旅客運賃は第 27 条に規定する場合を除いて、大人の普通旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

第 61 条 削除

(被救護者割引)

第 62 条 第 55 条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

第 3 節 普通乗車券の効力

(普通乗車券の使用条件)

第 63 条 普通乗車券は、その券面表示事項に従って、1 回に限り使用することができる。

- 2 普通乗車券の1券片を使用できる旅客の人数は、1人に限る。
- 3 普通乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(普通乗車券の効力の特例)

第 64 条 普通乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の普通乗車券を小児が使用して乗車する場合
- (2) 券面に表示された有効区間内の途中駅から乗車する場合

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第 65 条 旅客は、前条第1号の規定により、小児が大人用の普通乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

(不乗区間に対する取扱い)

第 66 条 旅客は、第 64 条第2号の規定により、有効区間内の途中駅から旅行を開始した場合、当該乗車券の不乗区間については、乗車又は払いもどしの請求をすることができない。

(普通乗車券の有効期間)

第 67 条 普通乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した日から起算して、次に掲げるまでの期間とする。

片道乗車券 1日(当該券片に記載された発行当日の最終列車まで)

(小児用普通乗車券の効力の特例)

第 68 条 小児用の普通乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 63 条第1項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(継続乗車)

第 69 条 乗車中に有効期間を経過した当該使用普通乗車券は、下車しないでそのまま乗車する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第 63 条第 1 項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(普通乗車券が前途無効となる場合)

第 70 条 普通乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合に無効とするものとし、当社は当該乗車券を回収する。

- (1) 途中下車したとき。
- (2) 第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品又は第 250 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を車内に持ち込み、第 257 条第 1 項の規定により、最も近い駅に下車したとき。
- (3) 第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品を車内に持ち込もうとしたとき。
- (4) 第 259 条に規定する物品の無賃運送を図ったとき。
- (5) 鉄道営業法(1900 年法律第 65 号)第 42 条の規定に基づき、当社が旅客を車外又は鉄道地外に退去させたとき。

(普通乗車券が無効となる場合)

第 71 条 普通乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合に無効とするものとし、当社は当該乗車券の全券片を回収する。

- (1) 被救護者旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の普通乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった普通乗車券を使用したとき。
- (3) 第 20 条第 1 項の規定により無効となる被救護者旅客運賃割引証で購入した普通乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した普通乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の普通乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 次条の規定により旅行証明書の携行を必要とする普通乗車券を使用する旅客がこれを携行していないとき。
- (9) 有効期間を経過した普通乗車券を使用したとき。ただし、第 69 条に規定する場合を除く。
- (10) 当社の承諾を得ないで、普通乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が、小児用の普通乗車券を使用したとき。ただし、第 68 条に規定する場合を除く。
- (12) 普通乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) その他普通乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

旅客営業規則

2 前項の規定は、偽造(偽装を含む。)した普通乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(被救護者割引乗車券の効力)

第 72 条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
契約	(注 意)
旅行証明書 No.	(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
下記の者は、当施設 <input type="text"/> の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。	(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
氏 名 _____ (才)	(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
付添人氏名 _____ (才)	(4) この証明書は、旅行を終了したとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。
乗車船区間 _____ 駅から _____ 駅まで	(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
年 _____ 月 _____ 日発行	
発行者 _____	
所在地 _____	
施設名 _____	
施設代表者氏名 _____	
<input type="text"/> 代表者 職 印	

6.0cm

備考 (1) は、指定番号を表示する。

(2) 乗車船区間欄末尾のかっこ内には、片道、往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(第 55 条第 3 項の規定により発売した復路用の割引普通乗車券を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

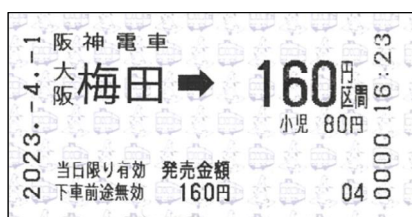
第 4 節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の駅名等の表示方)

第 73 条 普通乗車券は、原則として発駅を駅名で表示し、着駅を普通旅客運賃額で表示する。ただし、着駅を駅名で表示することができる。

(片道乗車券の様式)

第 74 条 片道乗車券の様式は、次のとおりとする。



2 前項の規定にかかわらず、第 52 条第 2 項の規定により、東鳴尾駅と洲先駅との相互間を乗車する場合に発売する片道乗車券の様式は、次のとおりとする。



第 75 条 削除

第 5 節 普通乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

- 第 76 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行開始時及び乗継ぎ時に、当該乗車券の改札を受けるものとする。
- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行終了時に、当該乗車券を係員(改札機による場合を含む。)に引渡しするものとする。

第 6 節 乗車変更等の取扱い

第 1 款 乗車変更の取扱い

第 1 目 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

- 第 77 条 有効な普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受けることにより、当該乗車券を同種類の他の乗車券に変更(以下「乗車券類変更」という。)をすることができる。
- 2 乗車券類変更を行う場合は、当該乗車券に対する既に収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額を収受し、過剰額を払いもどしする。

第 2 目 旅行開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

- 第 78 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受けることによって、当該乗車券に表示された着駅、又は経路について、次の各号に定める変更(この変更を「区間変更」という。)をすることができる。
- (1) 着駅を当該着駅をこえた駅への変更
 - (2) 着駅を当該着駅と異なる方向の駅への変更
 - (3) 経路を当該経路と異なる経路への変更
- 2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。
- (1) 前項第1号に規定する場合は、当該乗車券に対する既に収受した旅客運賃と、当該乗車券の発駅から変更後の着駅までの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。
 - (2) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、当該乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどししない。

(精算券)

第 79 条 着駅の精算機において、前条の規定により旅客運賃を追加で収受する場合には、精算券を発行する。

第 2 款 旅客の特殊取扱い

第 1 目 普通乗車券の無効

(普通乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受)

第 80 条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 別に定める場合を除いて、普通乗車券の改札を受けないで乗車したとき。
- (2) 第 71 条の規定によって無効となる普通乗車券(偽造の普通乗車券を含む。)で乗車したとき。
- (3) 普通乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方)

第 81 条 前条の規定により旅客運賃及び増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなき場合は、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなし、同条の規定を適用する。

第 2 目 普通乗車券の紛失

(普通乗車券紛失の場合の取扱方)

第 82 条 旅客が旅行開始後、普通乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、前二条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定できるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は旅行終了駅において、前項の規定に基づく収受を当社が行ったことを証明する、再収受証明書の交付を、当社に対して請求することができる。
- 3 第1項ただし書き及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に普通乗車券を紛失した場合に準用する。

(普通乗車券を紛失した旅客から再收受した旅客運賃の払いもどし)

第 83 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客が、紛失した普通乗車券を発見した場合は、その普通乗車券と再收受証明書とを最寄り駅(大阪難波駅を除く。)に差し出して発見した普通乗車券1枚につき手数料 160 円を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

第 3 目 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 84 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、当該乗車券の券片が改札前で、かつ、有効期間内(前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅(大阪難波駅を除く。)に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき 160 円を支払うものとする。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 85 条 旅客が普通乗車券による旅行開始後に、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払いもどしを行わない。

(旅行中止による普通乗車券の有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)

第 86 条 旅客は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、その所持する普通乗車券が有効期間内のものであるときは、1回に限って普通乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなる日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について普通乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅(大阪難波駅を除く。)に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき 160 円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の普通乗車券についても、これを準用する。

3 旅客は、前各項の規定により普通乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その普通乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その普通乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第 87 条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(普通乗車券の有効期間の延長及び普通旅客運賃の払いもどしの特例)

第 88 条 発行当日限り有効の普通乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を駅(大阪難波駅を除く。)に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 160 円 を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第 4 目 運行不能及び遅延

(列車の運行不能又は遅延の場合の普通乗車券を使用する旅客の取扱い)

第 89 条 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該事由発生前に購入した普通乗車券を使用する旅客は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 91 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 92 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし
- ニ 第 94 条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 91 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 92 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって当該列車に乗車することができないとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 91 条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、当該事由発生前に購入した普通乗車券が不要となった場合は、その普通乗車券が有効期間内(前売りの普通乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(普通乗車券を使用する旅客の旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第 90 条 前条第1項の規定により普通乗車券を使用する旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った普通旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差引いた残額の払いもどしをする。この場合、当該乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、既に乗車した区間に対する旅客運賃を、割引の旅客運賃によって計算する。

(普通乗車券の有効期間延長の取扱方)

第 91 条 第 89 条第1項の規定による普通乗車券の有効期間延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、普通乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その普通乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

イ 第 89 条第1項第1号に定める事由の場合は、普通乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第 89 条第1項第2号及び同項第3号に定める事由の場合は、1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、普通乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定による延長後の有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その普通乗車券は無効として回収する。

(普通乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方)

第 92 条 第 89 条第1項の規定による普通乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた普通乗車券の券面に表示された発駅までとする。

(2) 無賃送還は、当社の指定する適時の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。

(4) 無賃送還中は、原則として途中下車の取扱いをしない。

(5) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで無賃送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで無賃送還したときは、次に定める額

イ 当該乗車券が無割引のものであるときは、既に収受した旅客運賃から発駅・途中駅間に対する旅客運賃を差引いた残額

ロ 当該乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、既に収受した旅客運賃から発駅・途中駅間に対する割引の普通旅客運賃を差引いた残額

(普通乗車券を使用する旅客の旅客運賃の払いもどし駅)

第 93 条 第 90 条又は前条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、無賃送還を終えた駅

(普通乗車券を使用する旅客の不通区間の別途旅行の取扱方)

第 94 条 列車の運行不能のため不通となった区間を、当社線によらないで別途に旅行し、普通乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、旅客は、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、普通乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(運行不能又は遅延等の場合のその他の請求)

第 95 条 普通乗車券を使用する旅客は、第 89 条又は第 248 条第 4 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 89 条から前条又は第 248 条第 4 項第 1 号に定める取扱いに限りて請求することができる。

2 普通乗車券を使用する旅客は、前項に規定するものを除いては、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができないときであっても、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、当社に一切の請求をすることができない。

第 5 目 誤 乗

(普通乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還)

第 96 条 普通乗車券を使用する旅客が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、当該乗車券の有効期間内であるときに限りて、当社の指定する適時の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(普通乗車券を使用する旅客の誤乗区間無賃送還の取扱い)

第 97 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中に途中の駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に無賃送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第 3 章 定期乗車券

第 1 節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 98 条 常時、区間及び経路を同じくして乗車する旅客が、通勤定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期乗車券を発売する。

2 通勤定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

通勤定期券購入申込書		阪神電車
新規	お支払い	現金・クレジット・PiTaPa
継続		PiTaPa定期券のみ
カードの種別	ICCOCA	PiTaPa
<small>ICCOCAは、ICカードの一種です。PiTaPaは、PiTaPaカードの一種です。 乗車券に指定された区間は乗車できません。 乗車券の購入に際しては、乗車券の購入と併せて乗車券の購入料金を支払ってください。 (乗車券の購入料)</small>		
<small>ICCOCA・PiTaPaの両方とも有効な乗車券としてご利用いただけます。 ICカードのICチップが壊れた場合は、ICチップの交換料金を支払ってください。 ICチップが壊れた場合は、ICチップの交換料金を支払ってください。</small>		
氏名	姓と名の順を1マスずつご記入ください。	
カ	ナ	姓 字
名	前	
生年月日	西暦	年 月 日 男・女
電車	駅 ~ 駅	經由
現在お持ちの定期券	年 月 日	日まで有効
使用開始日	年 月 日	有効 1・3・6 日間
IC定期券の	する	→定期券の有効期限以外も電車・バスがご利用いただけます
有効期限以外での	しない	→定期券の有効期限以外も電車・バスのご利用を制限します
交通利用		
ご住所	〒□□□□-□□□□	
電話	() - □□□□	
■領収証	※希望される方はご記入ください。	
御宛名		
備考		

※必要に応じ、一部様式を変更することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第 99 条 次項に規定する指定学校の学生(放送大学の学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が通学のため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合において、その在籍する指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、又は第 111 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、通学証明書(証明のないもの。)に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅との相互間について、通学定期乗車券を発売する。

2 指定学校は、次の各号のいずれかに該当する学校とする。

- (1) 学校教育法(1947 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては、当社の指定を受けた学校に限る。
- (2) 前号以外の国公立の学校(その他の教育施設を含む。以下同じ。)であつて、当社の指定を受けた学校
- (3) 学校教育法第 124 条及び第 134 条の規定によって設立した私立学校であつて、当社の指定を受

旅客営業規則

けた学校

(4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則(1947年文部省令第11号)第155条第1項第4号、第155条第2項第7号、又は第156条第3号の規定にいう、我が国において、外国の大学、短期大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、当社の指定を受けた学校

(5) 児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園

3 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

The form is titled '通学定期券購入申込書 (通学定期券購入用証明書) 阪神電車'. It contains the following sections:

- 新規販売**: お支払い 現金・クレジット・PiTaPa
- カードの種類**: ICOCA, PiTaPa
- 氏名**: 姓と名の順を1マスずつご記入ください。
- 性別**: 男・女
- 学年**: 大・高・中・小
- 学校名**: 大 高 中 小
- 部科及び学年**: 部 科 学年(年次)
- 証明書番号**: 発行年月日
- 所在地**: 代表者
- 明**: 学校名 代表者 購印
- 学校種別認定番号**

※必要に応じ、一部様式を変更することがある。

4 通学証明書は、発行の日から1か月間に限り有効なものとして使用することができる。

5 指定学校の学生、生徒又は児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合において、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

6 旅客が、高等学校の定時制課程又は通信制課程の部科(通信制課程の部科にあつては、当社の定めに基づき指定を受けたものであること。)に在籍し、かつ学校教育法(1947年法律第26号)第55条の規定により、在籍する高等学校(以下「連携元高校」という。)の教科の履修のため、連携元高校と連携措置をとっている都道府県教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設(以下「技能教育施設」という。)に通所している生徒であつて、次の各号のいずれの条件にも合致する技能教育施設の部科(以下「特定技能教育施設」という。)に通所する場合において、当社が必要と認めるときは、当該施設への通所に対して第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(1) 通所している技能教育施設の部科において、連携元高校の卒業に必要な全科目を履修するものであること。

(2) 通所している技能教育施設の部科が、当社の規定する条件を具備しているものであること。

(定期乗車券の発売箇所)

第100条 定期乗車券は、当社の指定した駅において発売する。

(定期乗車券の発売範囲)

第 101 条 定期乗車券は、発売駅及び発売駅以外の駅から乗車する場合に有効なものを発売することができる。

(定期乗車券の発売日)

第 102 条 定期乗車券は有効期間の開始日の 14 日前から発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第 103 条 第 98 条及び第 99 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、団体又は学校向けにこれを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があると認めるときは、当該定期乗車券の所定の有効期間に、端数となる日数を付加して発売することがある。

(定期乗車券購入用乗車証)

第 104 条 旅客が定期乗車券を購入する場合において、次の各号に掲げるときは、旅客は所定の定期乗車券購入用乗車証(以下「定購証」という。)を購入することにより、定期乗車券を発売していない駅(以下「中間駅」という。)から定期乗車券発売駅(以下この条において「発売駅」という。)まで乗車することができる。

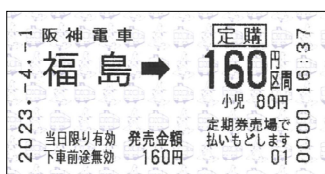
(1) 旅客が新規の定期乗車券を購入するため、中間駅から発売駅まで乗車する場合

(2) 有効区間内に発売駅のない定期乗車券を所持する旅客が、当該定期乗車券の有効期間の満了日の翌日から有効となる新たな定期乗車券を購入(以下「継続購入」という。)するため、中間駅から発売駅まで乗車する場合

2 前項の規定により、定購証により乗車できる範囲は、旅客の乗車駅(中間駅に限る。ただし、継続購入の場合は、中間駅のうち、原定期乗車券区間の両端駅とする。)から、最寄り発売駅までの区間とする。ただし、最寄り発売駅が営業時間外又は休業日の場合、最寄り発売駅は中間駅とみなして取り扱う。

3 定購証は、旅客が発行当日に定期乗車券を購入したときに限り、定期乗車券発売駅において、手数料を収受することなく、払いもどしを行うものとする。

4 定購証の様式は次のとおりとする。



5 定購証の有効期間は、発行当日限りとする。

第 2 節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃の計算に使用する営業キロ程の特例)

第 105 条 第 24 条ただし書きの規定にかかわらず、大阪梅田・杭瀬間の各駅と尼崎駅を經由する大阪難波・出来島間の各駅との相互間の定期旅客運賃を計算する場合に使用する営業キロ程は、大物駅・尼崎駅間が複乗となる場合であっても、これを通算する。

(定期旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金)

第 106 条 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)は、鉄道駅バリアフリー料金を含めて収受するものとし、大人の定期旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金は、別表3号のとおりとする。

(加算定期旅客運賃の適用区間及び額)

第 107 条 加算定期旅客運賃の適用区間は大阪難波駅・西九条駅間とし、1ヶ月当たりの加算定期旅客運賃の額は次のとおりとする。

(1) 大人加算通勤定期旅客運賃 3,390 円

ただし、有効区間の営業キロ程が4キロメートル以下の場合の額は 2,260 円とする。

(2) 大人加算通学定期旅客運賃 1,420 円

ただし、有効区間の営業キロ程が4キロメートル以下の場合の額は 950 円とする。

2 加算定期旅客運賃区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間とにまたがって乗車する場合の定期旅客運賃は、有効区間の営業キロ程に基づき計算した額に、前項に掲げる加算定期旅客運賃を加えた額とする。

(小児の定期旅客運賃)

第 108 条 小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

(有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃の計算方)

第 109 条 第 103 条第2項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数(実日数とする。以下これを「調整期間」という。)に対する定期旅客運賃は、1か月、3か月又は6か月の定期旅客運賃に、有効期間が1か月の定期乗車券にあつては 30 日、3か月の定期乗車券にあつては 90 日、6か月の定期乗車券にあつては 180 日で、それぞれの定期旅客運賃を除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた額(以下これを「日割額」という。)に、調整期間の日数を乗じ、端数計算した額を加算したものである。

第 3 節 定期乗車券の効力

(定期乗車券の使用条件)

第 110 条 定期乗車券は、その券面表示事項に従う場合に限り、使用回数を制限せずに使用することができる。

- 2 定期乗車券の1券片を使用できる旅客の人数は1人に限る。
- 3 定期乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(通学定期乗車券の使用条件)

第 111 条 前条の規定する使用条件のほか、通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

(1) 一般用

表	裏
<div style="text-align: center;">(契印)</div> <div style="text-align: center;">証 明 書 No. _____</div> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) <input type="text"/>の学生(生徒)学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名 (歳) 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日 発行</p> <p>発行所 所在地 学校名 代表者 氏 名</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(契印)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(代表者印)</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">6 cm 8.5 cm</p>	<div style="text-align: center;">(注 意)</div> <ol style="list-style-type: none"> (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業、退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

<div style="text-align: center;">(契印)</div> <div style="text-align: center;">学 生 証 明 書 No. _____</div> <p>下記の者は、当校 所属 専門課程 学科 学生であることを証明する。氏名 (年度生) 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日 発行</p> <p>発行所 所在地 学校名 代表者 氏 名 電 話</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(契印)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(代表者印)</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">6 cm 17 cm</p>	<div style="text-align: center;">利用交通機関</div> <div style="text-align: right; font-size: small;">学校兼帯駅 <input type="text"/></div> <p style="text-align: center;">(平成 年 月 日まで有効)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>交通機関</th> <th>指定番号</th> <th>通学区間</th> <th>校長印</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	交通機関	指定番号	通学区間	校長印	備考																														
交通機関	指定番号	通学区間	校長印	備考																																

裏

通学定期乗車券発行控 No. _____				(注 意)
発行年月日	有効期間	発行駅	記事	<ol style="list-style-type: none"> (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券を使用して乗車する場合に、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申し込み書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業、退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。 (6) この証明書は、発効日より1ヶ月有効期間とする。

旅客営業規則

備考(1) 内には、学校種類又は指定番号を表示する。

- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6ヶ月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- (3) この証明書に貼りつける写真は、証明書発行の日から1ヶ月間に限り、省略することができる。
- (4) 中学校第3学年以下(義務教育学校後期課程の最終学年以下及び中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む。)の生徒、児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (5) 必要により、通学定期乗車券購入券用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

2 指定学校において、その代表者が発行した証明書又は学生証で前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(定期乗車券の効力の特例)

第 112 条 定期乗車券は、券面に表示された有効区間内の途中駅から乗車する場合は、第 110 条第1項の規定にかかわらず、使用することができる。

(小児用定期乗車券の効力の特例)

第 113 条 小児用の定期乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 110 条第1項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(定期乗車券の有効期間)

第 114 条 定期乗車券の有効期間は、次の各号による。

- (1) 通勤定期乗車券 1か月、3か月又は6か月とする。
- (2) 通学定期乗車券 1か月、3か月又は6か月とする。

(継続乗車)

第 115 条 乗車中に有効期間を経過した当該使用定期乗車券は、下車しないでそのまま乗車する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第 110 条第1項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(通勤定期乗車券の選択乗車)

第 116 条 九条駅・大物駅間を有効区間を含む通勤定期乗車券を所持する旅客は、その券面表示事項にかかわらず、大阪梅田駅においても乗降することができる。

(氏名変更時の定期乗車券の書換え)

第 117 条 定期乗車券の使用旅客が氏名を改めた場合は、その氏名の書換えを請求しなければならない。

(定期乗車券が前途無効となる場合)

第 118 条 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合に無効とするものとし、当社は当該乗車券を回収する。

- (1) 第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品又は第 250 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を車内に持ち込み、第 257 条第 1 項の規定により、最も近い駅に下車したとき。
- (2) 第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品を車内に持ち込もうとしたとき。
- (3) 第 259 条に規定する物品の無賃運送を図ったとき。
- (4) 鉄道営業法第 42 条の規定に基づき、当社が旅客を車外又は鉄道地外に退去させたとき。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 119 条 定期乗車券は、前条各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とするものとし、当社は当該乗車券を回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券、又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 111 条の規定による証明書を携帯していないとき。
 - (11) 当社の承諾を得ないで、定期乗車券の有効区間外の区間を乗車したとき。
 - (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 4 節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の駅名の表示方)

第 120 条 定期乗車券は、発駅及び着駅を駅名で表示する。

(定期乗車券の様式)

第 121 条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



第 5 節 定期乗車券の改札及び引渡し

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第 122 条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行開始時及び旅行終了時に、当該乗車券の改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、これを係員に引渡しするものとする。

第 6 節 定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 1 款 定期乗車券の無効

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受)

第 123 条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 別に定める場合を除いて、定期乗車券の改札を受けないで乗車したとき。
- (2) 定期乗車券改札の際にその呈示を拒み、又は前条第 2 項に規定する引渡しを拒んだとき。

2 第 119 条の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第 119 条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合は、その発売の日から、同項第9号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間(同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間)を毎日1往復(又は2回)ずつ乗車したもとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第 119 条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ往復乗車したもとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第 119 条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、又は、同項第 10 号から第 12 号までのいずれかに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方)

第 124 条 前条第1項の規定により旅客運賃及び増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなし同条の規定を適用する。

第 2 款 定期乗車券の紛失

(定期乗車券紛失の場合の取扱い)

第 125 条 旅客が旅行開始後、定期乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第 123 条第1項又は前条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定できるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の規定による取扱いをした場合であっても、旅客は再収受証明書の交付を請求することはできない

第 3 款 任意による旅行の取りやめ

(使用開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 126 条 旅客は、定期乗車券が不要となった場合は、当該乗車券が有効期間の開始日前であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として定期乗車券1枚につき 220 円 を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券を所持する旅客が、有効期間の開始当日の乗車前に払いもどしの請求をした場合は、当該旅客がその定期乗車券を使用して乗車しなかったことが明らかなきに限り、前項の規定により払いもどしすることができる。

(使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 127 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、当該乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃から、第3項に定める使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期乗車券1枚につき 220 円 を支払うものとする。

2 定期乗車券の払いもどしの計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1か月未満の経過日数は1か月として計算する。

3 使用経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃に、3か月に相当する定期旅客運賃を合算した額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額に、3か月に相当する定期旅客運賃を合算した額

(使用開始後7日以内の定期乗車券の払いもどし)

第 128 条 前条の規定にかかわらず、定期乗車券を所持する旅客が、有効期間の開始日(継続して発売した定期乗車券にあつては、継続前の定期乗車券の期間が終わる日の翌日、即ち、有効期間満了の日よりさかのぼる1か月、3か月又は6か月間の頭初に相当する日)から7日以内にこれを不要として払いもどしを請求したときは、既に収受した旅客運賃から経過日数に対する1日1往復の計算による普通旅客運賃に手数料 220 円を加えた額を差し引いた残額を払いもどすものとする。

第 4 款 運行不能及び遅延

(定期乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第 129 条 定期乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、連続して5日以上その定期乗車券を使用できなくなったときに限り、当該乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は第2項に定める金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項に規定する払いもどしの金額は、使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間の営業キロ程を通算する。)の当該定期乗車券と同一の有効期間による定期旅客運賃を次の各号に定める日数(第 103 条第2項の規定により、調整日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を次の各号に定める日数に加えた日数)で除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた日割額に休止日数を乗じ、端数計算した額とする。

- (1) 有効期間が1か月のものについては 30 日
- (2) 有効期間が3か月のものについては 90 日
- (3) 有効期間が6か月のものについては 180 日

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

第 130 条 定期乗車券を使用する旅客は、前条第 1 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、前条に定める取扱いに限って請求することができる。

2 定期乗車券を使用する旅客は、前項に規定するものを除いては、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができないときであっても、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、当社に一切の請求をすることができない。

第 4 章 回数乗車券

第 1 節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第 131 条 旅客がしばしば区間を同じくして乗車する場合は、11 券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。

3 前各項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者旅客運賃割引規則又は知的障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第 132 条 削除

第 133 条 削除

第 134 条 削除

(回数乗車券の発売箇所)

第 135 条 回数乗車券は駅において発売する。

(回数乗車券の発売範囲)

第 136 条 回数乗車券は、発売駅及び発売駅以外の駅から乗車する場合に有効なものを発売することができる。

(回数乗車券の発売日)

第 137 条 回数乗車券は発売当日から有効開始となるものを発売する。

第 2 節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第 138 条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 6券片の時差回数旅客運賃及び7券片の土・休日割引回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を5倍した額とする。
- (2) 11券片の大人普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (3) 11券片の小児普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

第 139 条 削除

第 3 節 回数乗車券の効力

(回数乗車券の使用条件)

第 140 条 回数乗車券は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。

- 2 回数乗車券の1券片を使用できる旅客の人数は、1人に限る。
- 3 回数乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(回数乗車券の効力の特例)

第 141 条 回数乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の回数乗車券を小児が使用して乗車する場合
- (2) 券面に表示された有効区間内の途中駅から乗車する場合

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第 142 条 旅客は、前条第1号の規定により小児が大人用の回数乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

(不乗区間に対する取扱い)

第 143 条 旅客は、第 141 条第2号の規定により、有効区間内の途中駅から旅行を開始した場合、当該乗車券の不乗区間については乗車又は払いもどしの請求をすることができない。

(回数乗車券の有効期間)

第 144 条 回数乗車券の有効期間は、発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

(小児用回数乗車券の効力の特例)

第 145 条 小児用の回数乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 140 条第1項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(継続乗車)

第 146 条 乗車中に有効期間を経過した当該使用回数乗車券は、下車しないでそのまま乗車する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第 140 条第 1 項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(回数乗車券の同時使用)

第 147 条 回数乗車券は、同行する旅客のある場合には、未使用券片に相当する人員分まで同時に使用することができる。

(回数乗車券が前途無効となる場合)

第 148 条 回数乗車券の当該使用券片は、次の各号のいずれかに該当する場合に無効とするものとし、当社は当該乗車券を回収する。

- (1) 途中下車したとき。
- (2) 第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品又は第 250 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を車内に持ち込み、第 257 条第 1 項の規定により、最も近い駅に下車したとき。
- (3) 第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品を車内に持ち込もうとしたとき。
- (4) 第 259 条に規定する物品の無賃運送を図ったとき。
- (5) 鉄道営業法第 42 条の規定に基づき、当社が旅客を車外又は鉄道地外に退去させたとき。

(回数乗車券が無効となる場合)

第 149 条 回数乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とするものとし、当社は当該乗車券の全券片を回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の回数乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった回数乗車券を使用したとき。
- (3) 第 20 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した回数乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した回数乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の回数乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 次条の規定により証明書等の携行を必要とする回数乗車券を使用する旅客がこれを携行していないとき。
- (9) 有効期間を経過した回数乗車券を使用したとき。ただし、第 146 条に規定する場合を除く。
- (10) 当社の承諾を得ないで、回数乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

旅客営業規則

- (11) 大人が、小児用の回数乗車券を使用したとき。ただし、第 145 条に規定する場合を除く。
 - (12) 時差回数乗車券を鉄道事業法施行規則第 35 条第 1 項に規定する平日の発着時刻で列車を運行する日(以下「平日」という。)の 10 時から 16 時(最初に改札を受ける時間をいう。)以外の間に使用したとき。
 - (13) 土・休日割引回数乗車券を平日に使用したとき。
 - (14) その他回数乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造(偽装を含む。)した回数乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 150 条 削除

第 4 節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の駅名等の表示方)

第 151 条 回数乗車券は、原則として発駅を駅名で表示し、着駅を普通旅客運賃額で表示する。ただし、着駅を駅名で表示することができる。

(回数乗車券の様式)

第 152 条 回数乗車券の様式は、別に定める。

第 5 節 回数乗車券の改札及び引渡し

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第 153 条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行開始時に当該乗車券の改札を受けるものとする。

2 回数乗車券を使用する旅客は、旅行終了時に、当該乗車券を係員(改札機による場合を含む。)に引渡しするものとする。

第 6 節 回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 1 款 回数乗車券の無効

(回数乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受)

第 154 条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 別に定める場合を除いて、回数乗車券の改札を受けないで乗車したとき。
- (2) 第 149 条の規定によって無効となる回数乗車券(偽造の回数乗車券を含む。)で乗車したとき。
- (3) 回数乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第 149 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各回数乗車券については各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から收受する。この場合、使用済みの券片(使用済みの券片数の異なるときは、使用済み券片数の少ない方の券片)に対して 1 券片ごとに、1 回ずつ乗車したものとして計算する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方)

第 155 条 前条の規定により旅客運賃及び増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなき場合は、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなし同条の規定を適用する。

第 2 款 回数乗車券の紛失

(回数乗車券紛失の場合の取扱方)

第 156 条 旅客が旅行開始後、回数乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、前二条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定できるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の規定による取扱いをした場合であっても、旅客は再収受証明書の交付を請求することはできない。

第 3 款 任意による旅行の取りやめ

(使用開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 157 条 第 84 条の規定は、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、手数料は、11 券片の普通回数乗車券は 11 券片、22 券片の普通回数乗車券は 22 券片、6 券片の時差回数乗車券は 6 券片、12 券片の時差回数乗車券は 12 券片、7 券片の土・休日割引回数乗車券は 7 券片、14 券片の土・休日割引回数乗車券は 14 券片につき 220 円とする。

(使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 158 条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、当該乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃から、使用済み券片数に対する普通旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、11 券片の普通回数乗車券は 11 券片、22 券片の普通回数乗車券は 22 券片、6 券片の時差回数乗車券は 6 券片、12 券片の時差回数乗車券は 12 券片、7 券片の土・休日割引回数乗車券は 7 券片、14 券片の土・休日割引回数乗車券は 14 券片までをそれぞれ 1 回とし、1 回につき 220 円を支払うものとする。

第 4 款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能又は遅延の場合の回数乗車券を使用する旅客の取扱方)

第 159 条 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該事由発生前に購入した回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還の取扱いに限って、これを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき。

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から 1 時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、又は着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。

(回数乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方)

第 160 条 前条の規定による回数乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた回数乗車券の発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、当社の指定する適時の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。
- (4) 無賃送還中は、原則として途中下車の取扱いをしない。
- (5) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合、当該乗車券をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第 161 条 回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引続き5日以上当該乗車券を使用できなくなったときに限り、当該乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して端数計算した金額の払いもどしを請求することができる。

(運行不能及び遅延等の場合のその他の請求)

第 162 条 回数乗車券を使用する旅客は、第 159 条又は第 248 条第 4 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 159 条から前条又は第 248 条第 4 項第 3 号に定める取扱いに限って請求することができる。

2 回数乗車券を使用する旅客は、前項に規定するものを除いては、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができないときであっても、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、当社に一切の請求をすることができない。

第 5 章 団体乗車券

第 1 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 163 条 旅客が発・着駅及び目的を同じくして、25 人以上一団となって旅行する場合であって、当該旅客が次の各号のいずれかに該当し、かつ、第 167 条の規定により必要な事項を申し出て当社の承認を受けた場合は、当該旅客に対して旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 次の各号のいずれかに該当する学校等の学生等、当該学校等の教職員(嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。)又はロに掲げる付添人によって構成された団体であって、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(1954 年法律第 143 号)第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、25 人未満のときであっても、この取扱いをする。

(イ) 第 99 条第 2 項に定める指定学校の学生、生徒、児童、幼児

(ロ) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童及び同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園の児童

ロ イに掲げる付添人は、当該団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合に限るものとし、当該旅客 1 人につき大人 1 人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の児童、小学校第 3 学年以下又は義務教育学校前期課程第 3 学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号に掲げる団体以外の旅客によって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの

2 小学校又は義務教育学校(前期課程に限る)の児童によって構成された前項第 1 号の団体中に 12 才以上の児童がある場合でも、その児童は小児とみなして取り扱う。

3 第 1 項に規定するもののほか、当社において特に必要があると認め、旅行目的、割引を受ける者の資格等、特別の運送条件を定めた団体の旅客で、当社が運送の引受けをしたものに対して、旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

(団体乗車券の発売箇所)

第 164 条 団体乗車券は駅において発売する。

(団体乗車券の発売範囲)

第 165 条 団体乗車券は、発売駅及び発売駅以外の駅から乗車する場合に有効なものを発売することができる。

(団体乗車券の発売日)

第 166 条 団体乗車券は発売当日から有効開始となるものを発売する。

(団体旅客運送の申込み)

第 167 条 団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車及びその他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。

2 団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。

団体乗車券申込書			(駅 控 え)	
			受付月日	受付 駅
			/	
太枠内をご記入ください。				
乗車日	年 月 日 (曜日)	乗車人員	大人	小児
団体名			人	人
代表者氏名	電話番号 () -		合計	
住所			人	
乗 車 区 間		乗車予定時間	備 考 (乗車予定運番等)	
駅 ~ 駅		:		
駅 ~ 駅		:		
駅 ~ 駅		:		
駅 ~ 駅		:		
旅行目的	・遠足 ・校外学習 ・クラブ活動 ・その他()			
※ 記載された個人情報、本団体運送に関する業務において団体輸送の手続きやご連絡の際に使用いたします。				
券 種	01. 通常 02. 高校野球応援 (高校応援)			記 事
団体区分	1. 中学生 2. その他学生 3. 一般			
往復区分	1. 片道 2. 往復			
領 収 書	0. 不要 1. 通常(1枚) 2. 分割(計 枚、端数は ~)			
精算場所	() 駅			
雨 天 時	1. 決行 2. 中止 3. 順延 (月 日 ~)			

(団体旅客運送の予約)

第 168 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合であって、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該団体旅客運送の予約が完了(以下「団体旅客の運送引受け」という。)したものとする。

(団体旅客申込人員等の変更)

第 169 条 団体旅客の運送引受け後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、当社において運輸上支障がないと認めた場合に限りこれを行う。

(責任人員)

第 170 条 団体旅客の運送引受けの際、当社が必要と認めたときは、その団体旅客の全行程について申込人員(大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員)の9割に相当する人員(大人及び小児のそれぞれについて、1人未満の端数は、切捨てて算出する。)を責任人員とし、実乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として団体旅客の運送引受けを行う。

(団体旅客に対する保証金)

第 171 条 当社が必要と認めるときは、団体旅客の申込者から団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額(100円未満の端数は、100円単位に切上げる。)を、団体乗車券発売の前に、保証金として収受することがある。この場合、当該申込者は、当社の定める期日までに、当社の請求する金額の保証金を納付しなければならない。

2 申込者は、前項の規定による保証金を、団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときは、当社は、その団体旅客の運送引受けの申込みが取り消しされたものとみなす。

3 保証金の納付後において当社の責任とならない事由によって申込者がその申込みを取消したときは、これを返還しない。

4 保証金の納付後において当社の責任となる事由によって当該団体旅客の運送引受けの条件の一部を変更する必要が生じた場合であって、これを申込者が承諾し、かつ、これにより納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。

5 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。

6 保証金は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その納付額の全額の返還を行う。

(1) 当社の都合によって解約した場合

(2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合

7 保証金に対しては、利息を付さない。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第 172 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。

第 2 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃の割引率)

第 173 条 団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃は、団体の種類及び人数に応じて、普通旅客運賃から、次の各号に掲げる割引率により、普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

イ 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)

人 員	25人以上	100人以上	300人以上
割引率	3 割	4 割	5 割

ロ その他の学校

人 員	25人以上	100人以上	300人以上
割引率	2 割	3 割	4 割

(2) 普通団体

人 員	25人以上	100人以上	300人以上
割引率	1 割	2 割	3 割

2 前項の規定にかかわらず、阪神甲子園球場において開催される選抜高等学校野球大会(春)及び全国高等学校野球選手権大会(夏)の開催期間中(ただし、大会前日の往路及び終了日翌日の復路乗車取扱いを含む。)に、その出場校の応援旅客団体に対して団体乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体(中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程団体は除く。)

人 員	25人以上	100人以上	300人以上
割引率	3 割	4 割	5 割

(2) 普通団体

人 員	25人以上	100人以上	300人以上
割引率	2 割	3 割	4 割

3 前各項の規定により取扱いをする団体旅客に対しては、その団体の人数が 25 人以上 99 人までの場合については1人、99 人をこえる場合については、50 人ごとに1人の割合で無賃の取扱いをする。

4 第 163 条第 1 項第 1 号に規定するへき地学校の学生団体旅客については、25 人未満であっても、25 人以上 99 人までの人数に対する割引率を適用する。なお、この場合において、前項に定める無賃扱いは適用しない。

(団体旅客運賃の計算方)

第 174 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差引いて、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (2) 小児の団体旅客運賃は、全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差引いて、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人及び小児のそれぞれについて、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- 2** 前項の規定によって計算した団体旅客運賃に、10 円未満の端数が生じたときは、これを端数計算した額とする。

(旅客の区分の特例)

第 175 条 幼児が、団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するときは、小児とみなす。

(実乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第 176 条 第 170 条の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実乗車人員(第 173 条第 3 項の規定による無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実乗車人員にかかわらず、責任人員(大人及び小児別に責任人員がつけられている団体については、大人及び小児それぞれの責任人員)によって構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

- 2** 前項の場合、次の各号の人員を大人1人を小児2人に、また、小児 1 人を大人 0.5 人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てる。)して、責任人員から差引いて計算する。
- (1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員
 - (2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員

(団体旅客運賃を計算する場合の区間数の通算)

第 177 条 団体旅客運賃を計算する場合の区間数は、第 24 条の規定によるほか、旅客が第 172 条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の区間数を通算する。

第 3 節 団体乗車券の効力

(団体乗車券の使用条件)

第 178 条 団体乗車券は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。

2 団体乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(団体乗車券の効力の特例)

第 179 条 団体乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 小児の旅客が大人の旅客運賃を支払って乗車する場合
- (2) 券面に表示された有効区間内の途中駅から乗車する場合

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第 180 条 旅客は、前条第1号の規定により小児の旅客が大人の旅客運賃を支払って乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

(不乗区間に対する取扱い)

第 181 条 旅客は、第 179 条第2号の規定により、有効区間内の途中駅から旅行を開始した場合、当該乗車券の不乗区間については、乗車又は払いもどしの請求をすることができない。

(団体乗車券の効力の特例)

第 182 条 小児を含む団体旅客に対して発売した団体乗車券は、その有効期間中に当該小児旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 178 条第1項の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(団体乗車券の有効期間)

第 183 条 団体乗車券の有効期間は、その都度定める。

(団体乗車券が前途無効となる場合)

第 184 条 団体乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合に無効とするものとし、当社は当該乗車券を回収する。ただし、往復又は連続の場合は、その当該乗車について無効とし、乗車券は回収せずに取り扱うことができるものとする。

- (1) 団体乗車券の対象となる全ての団体旅客が途中下車したとき。
- (2) 団体乗車券の対象となるいずれかの旅客が第 249 条第1項各号に規定する持込禁制品又は第 250 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を車内に持ち込み、第 257 条第1項の規定により、最も近い駅に下車したとき。
- (3) 団体乗車券の対象となるいずれかの旅客が第 249 条第1項各号に規定する持込禁制品を車内に持ち込もうとしたとき。
- (4) 団体乗車券の対象となるいずれかの旅客が第 259 条に規定する物品の無賃運送を図ったとき。
- (5) 団体乗車券の対象となるいずれかの旅客が鉄道営業法第 42 条の規定に基づき、当社が旅客を車外又は鉄道地外に退去させたとき。

(団体乗車券が無効となる場合)

第 185 条 団体乗車券は、団体乗車券の対象となるいずれかの旅客が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とするものとし、当社は当該乗車券の全券片を回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった団体乗車券を使用したとき。
 - (2) 資格等を偽って発行された各種証明書で購入した団体乗車券を使用したとき。
 - (3) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (4) 旅行開始後の団体乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (5) 有効期間を経過した団体乗車券を使用したとき。
 - (6) 当社の承諾を得ないで、団体乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (7) 大人が、小児の旅客運賃の適用を受けた団体乗車券を使用したとき。ただし、第 182 条に規定する場合を除く。
 - (8) 乗車する列車を指定した団体乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。
 - (9) 団体乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (10) その他団体乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2** 前項の規定は、偽造(偽装を含む。)した団体乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 4 節 団体乗車券の様式

(団体乗車券の駅名の表示方)

第 186 条 団体乗車券は、発駅及び着駅を駅名で表示する。

(団体乗車券の様式)

第 187 条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

－発行機用団体乗車券－

阪 神 電 鉄		団 体 乗 車 券		No.	
お客様用 その他学校(往路用)				様	
月/日	乗車区間	大人	小児	記 事	
		大人	小児	合計	
乗車人員 無賃引運				割引率	自線##%
				領取額	他線##%
年 月 日			駅 発行 取扱者		(甲)
お客様からいただいた個人情報は法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用や個人データの第三者への提供は行いません。					

－手書用団体乗車券－

丙		阪神電気鉄道株式会社		NO. 00801	
団 体 乗 車 券				① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
種類 普通、学生 (中学生、その他)				(往、復、連続)	
乗車月日	列車番号	乗車区間	乗車人員	賃切車両	
			大人 小児 計	定員	両数
			一人当り基本旅客運賃		
			旅客運賃打切区間		
			金額		
			大人 小児		
			計		
			一人当り割引		
			旅客運賃		
			無賃引運		
			大人 小児		
			領取額		
			年 月 日		
記事					
代表者 住所氏名					
			駅発行、取扱者		

第 5 節 団体乗車券の改札及び引渡し

(団体乗車券の改札及び引渡し)

第 188 条 団体乗車券を使用する旅客は、旅行開始時に、係員によって当該乗車券の改札を受けるものとする。

2 前項の団体旅客は、旅行終了時に、係員に対して当該乗車券を引渡しするものとする。

第 6 節 乗車変更等の取扱い

第 1 款 乗車変更の取扱い

(団体乗車券の区間変更)

第 189 条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受けることによって、第 78 条第 1 項の規定を準用して区間変更をすることができる。ただし、この変更は当社が輸送上の支障がないと認めた場合に限り取り扱う。

2 団体乗車券の区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃と団体乗車券1枚ごとに 220 円の手数料(不足額を収受するときに限る。)とを収受する。

- (1) 第 78 条第 1 項第 1 号に規定する場合においては、当該乗車券の有効区間をこえた区間について、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
- (2) 第 78 条第 1 項第 2 号及び同第 3 号に規定する場合においては、当該乗車券の有効区間と異なる区間について、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃と不乗区間についての同一の計算による無割引の普通旅客運賃とを比較し、不足額がある場合は、当該不足額を収受し、過剰額がある場合であってもこれを払いもどししないものとする。

第 2 款 旅客の特殊取扱い

第 1 目 団体乗車券の無効

(団体乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受)

第 190 条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 別に定める場合を除いて、団体乗車券の改札を受けないで乗車したとき。
 - (2) 第 185 条の規定によって無効となる団体乗車券(偽造の団体乗車券を含む。)で乗車したとき。
 - (3) 団体乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。
- 2 団体旅客が、当該乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、次項に該当するときは除き、その全乗車人員について計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 3 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 185 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方)

第 191 条 前条の規定により旅客運賃及び増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきは、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなし同条の規定を適用する。

第 2 目 団体乗車券の紛失

(団体乗車券紛失の場合の取扱方)

第 192 条 団体旅客が旅行開始後、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、前二条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、220 円の手数料を収受して、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券を再交付することができる。

- 2 前項本文の場合、団体旅客は旅行終了駅において、第 82 条の規定を準用して再収受証明書の交付を請求することができる。
- 3 第1項ただし書きの規定は、団体旅客が旅行開始前に団体乗車券を紛失した場合に準用する。

(団体乗車券を紛失した旅客から再収受した旅客運賃の払いもどし)

第 193 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った団体旅客は、紛失した団体乗車券を発見した場合は、その団体乗車券と再収受証明書とを最寄り駅(大阪難波駅を除く。)に差し出して発見した団体乗車券1枚につき手数料 160 円を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

第 3 目 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 194 条 団体旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要になった場合は、乗車すべき列車の旅行開始駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、当該団体旅客は手数料として団体乗車券1枚につき 220 円(保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当する額)を支払うものとする。

- 2 団体旅客人員が、旅行開始前に減少した場合で、団体旅客からの払いもどしの請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることができる。

第 4 目 運行不能及び遅延

(列車の運行不能又は遅延の場合の団体乗車券を使用する旅客の取扱方)

第 195 条 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該事由発生前に購入した団体乗車券を使用する旅客は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、団体乗車券の対象となる団体旅客が個々に請求することはできない。

(1) 列車が運行不能となったとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 197 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 198 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし
- ニ 第 200 条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 197 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 198 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって当該列車に乗車することができないとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 197 条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、当該事由発生前に購入した団体乗車券が不要となった場合は、当該乗車券が有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(団体乗車券を使用する旅客の旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第 196 条 前条第1項の規定により団体乗車券を使用する旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った団体旅客運賃から既に乗車した区間に対する団体旅客運賃を差引いた残額の払いもどしをする。

(団体乗車券の有効期間延長の取扱方)

第 197 条 第 195 条第1項の規定による団体乗車券の有効期間延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 団体旅客は、団体乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

- イ 第 195 条第1項第1号に定める事由の場合は、団体乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
- ロ 第 195 条第1項第2号及び同項第3号に定める事由の場合は、1日

- (2) 団体旅客は、旅行を再び開始する際、団体乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。
- (3) 団体旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その団体乗車券は無効として回収する。

(団体乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方)

第 198 条 第 195 条第1項の規定による団体乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた団体乗車券の券面に表示された発駅までとする。
 - (2) 無賃送還は、当社が指定する適時の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
 - (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。
 - (4) 無賃送還中は、原則として途中下車の取扱いをしない。
 - (5) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2** 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで無賃送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで無賃送還したときは、割引条件のいかんにかかわらず、既に收受した旅客運賃から発駅・途中駅間に対する団体旅客運賃を差引いた残額

(団体乗車券を使用する旅客の旅客運賃の払いもどし駅)

第 199 条 第 196 条又は前条の規定により、団体旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で団体旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない団体旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける団体旅客は、無賃送還を終えた駅

(団体乗車券を使用する旅客の不通区間の別途旅行の取扱方)

第 200 条 列車の運行不能のため不通となった区間を、団体旅客が当社線によらないで別途に旅行し、団体乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、旅客は、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、団体乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(運行不能又は遅延等の場合のその他の請求)

第 201 条 団体乗車券を使用する旅客は、第 195 条又は第 248 条第 4 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 195 条から前条又は第 248 条第 4 項第 4 号に定める取扱いに限りて請求することができる。

2 団体乗車券を使用する旅客は、前項に規定するものを除いては、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができないときであっても、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、当社に一切の請求をすることができない。

第 5 目 誤 乗

(団体乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還)

第 202 条 団体乗車券を使用する旅客が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、当該乗車券の有効期間内であるときに限りて、当社が指定する適時の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(団体乗車券を使用する旅客の誤乗区間無賃送還の取扱方)

第 203 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中に途中の駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に無賃送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第 6 章 貸切乗車券

第 1 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 204 条 貸切乗車券は、列車の一部又は全部を貸切る旅客に対して発売する。

(貸切乗車券の発売箇所)

第 205 条 貸切乗車券は駅において発売する。

(貸切乗車券の発売範囲)

第 206 条 貸切乗車券は、発売駅及び発売駅以外の駅から乗車する場合に有効なものを発売することができる。

(貸切乗車券の発売日)

第 207 条 貸切乗車券は発売当日から有効開始となるものを発売する。

(貸切旅客運送の申込み)

第 208 条 貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめその人員、行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2 貸切旅客運送申込書は、第 167 条第2項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と変更して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 209 条 旅客から前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合であって、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の予約が完了(以下「貸切旅客運送の引受け」という。)したものとする。

(貸切旅客申込人員等の変更、貸切旅客に対する保証金等)

第 210 条 第 169 条、第 171 条及び第 172 条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第 2 節 貸切旅客運賃及びその他の料金

第 1 款 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第 211 条 第 204 条の規定によって、列車の全部又は一部を貸切りとする場合は、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第 212 条 前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、車両定員の3区普通旅客運賃の相当額とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 213 条 貸切旅客の実乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

第 2 款 その他の料金

(車両の留置料金)

第 214 条 貸切車両を申込者の都合によって、同一駅に6時間を超えて当該車両を滞留させる場合は、その超過時間について、1両2時間までごとに 1,980 円の留置料金を収受する。

2 前項の規定による車両の留置料金を貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、貸切乗車券によって、あわせて収受する。

(貸切扱い取消しの場合の回送料)

第 215 条 車両を貸切りとする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込みを取消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロ程について、1両1キロごとに 240 円の車両回送料金を収受する。

第 3 節 貸切乗車券の効力

(貸切乗車券の使用条件)

第 216 条 貸切乗車券は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。

2 貸切乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(貸切乗車券の効力の特例)

第 217 条 貸切乗車券は、貸切乗車券の券面に表示された有効区間内の途中駅から乗車する場合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、使用することができる。

(不乗区間に対する取扱い)

第 218 条 旅客は、前条の規定により有効区間内の途中駅から旅行を開始した場合、当該乗車券の不乗区間については、乗車又は払いもどしの請求をすることができない。

(貸切乗車券の有効期間)

第 219 条 貸切乗車券の有効期間は、その都度定める。

(貸切乗車券が前途無効となる場合)

第 220 条 貸切乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合に無効とするものとし、当社は当該乗車券を回収する。

- (1) 全ての旅客が途中下車したとき。
- (2) いずれかの旅客が第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品又は第 250 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を車内に持ち込み、第 257 条第 1 項の規定により、最も近い駅に下車したとき。
- (3) いずれかの旅客が第 249 条第 1 項各号に規定する持込禁制品を車内に持ち込もうとしたとき。
- (4) いずれかの旅客が第 259 条に規定する物品の無賃運送を図ったとき。
- (5) いずれかの旅客が鉄道営業法第 42 条の規定に基づき、当社が旅客を車外又は鉄道地外に退去させたとき。

(貸切乗車券が無効となる場合)

第 221 条 貸切乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とするものとし、当社は当該乗車券の全券片を回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった貸切乗車券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (3) 旅行開始後の貸切乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した貸切乗車券を使用したとき。
- (5) 当社の承諾を得ないで、貸切乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (6) 指定以外の列車に乗車したとき。
- (7) 貸切乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (8) その他貸切乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造(偽装を含む。)した貸切乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第 4 節 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の駅名の表示方)

第 222 条 貸切乗車券は、発駅及び着駅を駅名で表示する。

(貸切乗車券の様式)

第 223 条 貸切乗車券の様式は、第 187 条に規定する手書用団体乗車券の様式の「団体」の文字を「貸切」と変更したものとする。

第 5 節 貸切乗車券の改札及び引渡し

(貸切乗車券の改札及び引渡し)

第 224 条 貸切乗車券を使用する旅客は、旅行開始時に係員によって当該乗車券の改札を受けるものとする。

2 前項の貸切旅客は券面に表示された有効区間の旅行終了時に、当該乗車券を係員に引渡しするものとする。

第 6 節 貸切乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 1 款 貸切乗車券の無効

(貸切乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の收受)

第 225 条 旅客が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 別に定める場合を除いて、貸切乗車券の改札を受けないで乗車したとき。
- (2) 第 221 条の規定によって無効となる貸切乗車券(偽造の貸切乗車券を含む。)で乗車したとき。
- (3) 貸切乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃の計算方)

第 226 条 前条の規定により旅客運賃及び増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅(接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなき場合は、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなし同条の規定を適用する。

第 2 款 貸切乗車券の紛失

(貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第 227 条 旅客が旅行開始後、貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、前二条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を收受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、220 円の手数料を收受して、別に旅客運賃を收受しないで、相当の貸切乗車券を再交付することができる。

- 2 前項本文の場合、旅客は旅行終了駅において、第 82 条の規定を準用して再收受証明書の交付を請求することができる。
- 3 第1項ただし書きの規定は、旅客が旅行開始前に貸切乗車券を紛失した場合に準用する。

(貸切乗車券を紛失した旅客から再收受した旅客運賃の払いもどし)

第 228 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した貸切乗車券を発見した場合は、当該乗車券類と再收受証明書とを最寄り駅(大阪難波駅を除く。)に差し出して発見した貸切乗車券1枚につき手数料 160 円を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

第 3 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の貸切旅客運賃の払いもどし)

第 229 条 旅客は、旅行開始前に貸切乗車券が不要になった場合は、乗車すべき列車の旅行開始駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき 220 円 (保証金を充当して発行したもののについては、保証金の額に相当する額) を支払うものとする。

2 貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、旅客からの払いもどしの請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

第 4 款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能又は遅延の場合の貸切乗車券を使用する旅客の取扱方)

第 230 条 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該事由発生前に購入した貸切乗車券を使用する旅客は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 232 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 233 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし
- ニ 第 235 条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 232 条に規定する有効期間の延長
- ハ 第 233 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって当該列車に乗車することができないとき。

- イ 次条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし
- ロ 第 232 条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、当該事由発生前に購入した貸切乗車券が不要となった場合は、その貸切乗車券が有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(貸切乗車券を使用する旅客の旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第 231 条 貸切乗車券を使用する旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った貸切旅客運賃から既に乗車した区間に対する貸切旅客運賃を差引いた残額の払いもどしをする。

(貸切乗車券の有効期間延長の取扱方)

第 232 条 第 230 条第1項の規定による貸切乗車券の有効期間延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、貸切乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

イ 第 230 条第1項第1号に定める事由の場合は、貸切乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第 230 条第1項第2号及び同項第3号に定める事由の場合は、1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、貸切乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受取るものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その貸切乗車券は無効として回収する。

(貸切乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱方)

第 233 条 第 230 条第1項の規定による貸切乗車券を使用する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた貸切乗車券の券面に表示された発駅までとする。

(2) 無賃送還は、当社が指定する適時の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。

(4) 無賃送還中は、原則として途中下車の取扱いをしない。

(5) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで無賃送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで無賃送還したときは、既に收受した旅客運賃から発駅・途中駅間の貸切旅客運賃を差引いた残額

(貸切乗車券を使用する旅客の旅客運賃の払いもどし駅)

第 234 条 第 231 条又は前条の規定により、貸切旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で貸切旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

(1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅

(2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、無賃送還を終えた駅

(貸切乗車券を使用する旅客の不通区間の別途旅行の取扱方)

第 235 条 列車の運行不能のため不通となった区間を、当社線によらないで別途に旅行し、貸切乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、旅客は、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、貸切乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(運行不能又は遅延等の場合のその他の請求)

第 236 条 貸切乗車券を使用する旅客は、第 230 条又は第 248 条第 4 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 230 条から前条又は第 248 条第 4 項第 5 号に定める取扱いに限りて請求することができる。

2 貸切乗車券を使用する旅客は、前項に規定するものを除いては、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができないときであっても、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、当社に一切の請求をすることができない。

第 5 款 誤 乗

(貸切乗車券を使用する旅客の誤乗区間の無賃送還)

第 237 条 貸切乗車券を使用する旅客が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、当該乗車券の有効期間内であるときに限りて、当社が指定する適時の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(貸切乗車券を使用する旅客の誤乗区間無賃送還の取扱方)

第 238 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中に途中の駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に無賃送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

第 7 章 入場券

(入場券の発売)

第 239 条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第 25 条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児(大人又は小児1名につき、同伴される幼児が3名以上である場合、2名までは幼児として取り扱うが、その他については小児とみなす。)

2 前項の規定にかかわらず、当社は、大阪難波駅においては入場券を発売しない。

(入場料金)

第 240 条 入場券に係る料金(以下「入場料金」という。)は、1 枚につき大人 160 円、小児 80 円とする。

(入場券の効力)

第 241 条 入場券は、発売駅において、その券面表示事項に従って、乗降場に入場することを目的として、1回に限って、使用することができる。

2 入場券の1券片を使用できる旅客の人数は1人に限る。

3 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

(入場券の効力の特例)

第 242 条 入場券は、大人用の入場券を小児が使用する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、使用することができる。

(入場券が無効となる場合)

第 243 条 入場券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

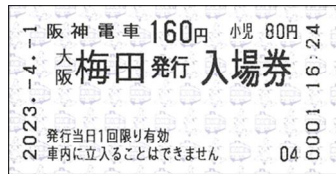
(3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第 244 条 入場券の様式は、次のとおりとする。



(入場券の改札及び引渡し)

第 245 条 入場券は、入場の際に当該入場券の改札を受けるものとする。

2 入場券はその使用を終えたときは、係員(改札機による場合を含む。)に引渡しするものとする。

(無札入場者)

第 246 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、又は第 243 条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 240 条の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は、第 243 条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第 247 条 第 6 条の規定により当社が入場券の使用を制限し、又は停止した場合、入場券を所持する者は、入場料金の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

第 8 章 手回り品

(手回り品)

第 248 条 旅客は、第 250 条、第 251 条及び第 252 条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。

2 第 249 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込み防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第 249 条第 1 項に定める物品を所持していなかった場合に限る。)は、旅客が使用する乗車券の種類により、次の各号に定める取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 普通乗車券

第 89 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれか

(2) 定期乗車券

旅客が請求できる取扱いはない

(3) 回数乗車券

第 159 条に定める無賃送還の取扱いに限る

(4) 団体乗車券

第 195 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれか

(5) 貸切乗車券

第 230 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれか

5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(持込禁制品)

第 249 条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する物品を、車内に持ち込むことができない。

(1) 別表 4 号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの

(2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)

(3) 動物(少量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 251 条に規定する身体障害者補助犬又は第 252 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。)

(4) 不潔又は臭気等のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(5) 車両を破損するおそれがあるもの

(注)別表第 4 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

- 2 旅客が、手回り品中に持込禁制品を収納している疑いがあるときは、当社は、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 4 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(無料手回り品)

第 250 条 旅客は、携行できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。
 - (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。
 - (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの。
- 3 旅客が、自己の身の回り品として携行する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(無料手回り品の特別取扱い)

第 251 条 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法(2002年法律第49号)第16条第1項に規定する認定をうけた身体障害者補助犬。ただし、補助犬に同法第12条に規定された表示を行い、補助犬を制御することができる引具をつけ、旅客が身体障害者補助犬認定証又は盲導犬使用者証を所持する場合に限る。
- (2) 「海外から渡航してくる補助犬利用者への対応ガイドライン」(2018年11月厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課自立支援復興室)に則り、日本における指定法人等の認定を受けた補助犬。ただし、指定法人等が発行した表示を行い、旅客が海外補助犬利用者期間限定証明書を所持する場合に限る。

(有料手回り品)

第 252 条 第 250 条第1項の規定にかかわらず、旅客は、小犬、猫、鳩又はこれらに類する小動物(猛獣及び、へび の類を除く。)を手回り品として車内に持ち込む場合は、普通手回り品料金を支払わなければならない。ただし、当該手回り品については次の各号に定めるものに限る。

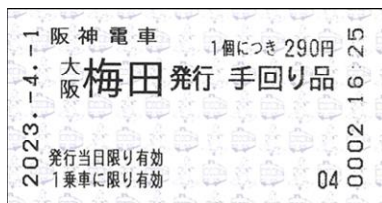
- (1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が 120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの
- (2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

2 前項の取扱いをする場合、旅客は、持込区間、持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受けなければならない。

(普通手回り品切符)

第 253 条 前条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符を交付する。

- 2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個につき 290 円とする。
- 3 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。



(普通手回り品切符の効力)

第 254 条 普通手回り品切符は、その切符に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に、係員に呈示して改札を受け、下車の際には係員にこれを引渡さなければならない。また、普通手回り品切符は旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

第 255 条 削除

第 256 条 削除

(持込禁制品又は第 250 条第 1 項に規定する持込制限を超える物品を持込んだ場合の処置)

第 257 条 旅客が、第 249 条第 1 項各号の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 250 条の規定による持込み制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持込んだ場合は、旅客を最も近い駅に下車させ、かつ、その物品に対して1個ごとに次の各号により計算した料金及び増料金を収受する。

(1) 第 249 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定による物品を持込んだとき。

当該物品1個につき、第 253 条の規定による普通手回り品料金とその 10 倍の増料金を収受するほか、危険品(危険品とその他の物品を混ぜた場合を含む。)にあつては、次の増料金をあわせて収受する。

イ 火薬類 1キログラムについて 1,000 円

ロ その他の危険品 1キログラムについて 300 円

(2) 第 249 条第 1 項第 5 号の規定による物品及び第 250 条の規定による持込み制限を超える物品を持込んだとき。

第 253 条の規定による普通手回り品料金

2 着駅において、旅客が第 249 条第 1 項の規定による車内に持ち込むことのできない物品、又は第 250 条の規定による持込み制限をこえる物品を当社の承諾を受けずに車内に持込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持込もうとした場合の処置)

第 258 条 旅客が、第 249 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定による物品を車内に持込もうとした場合は、前条第 1 項第 1 号の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合の処置)

第 259 条 旅客運送を伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図ったものに対して、第 257 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第 260 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

駅間普通旅客運賃表

元町																																
神戸三宮	130	神戸三宮																														
春日野道	160	160	春日野道																													
岩屋	160	160	160	岩屋																												
西灘	160	160	160	160	西灘																											
大石	200	160	160	160	160	大石																										
新在家	200	200	160	160	160	160	新在家																									
石屋川	200	200	200	160	160	160	160	石屋川																								
御影	200	200	200	160	160	160	160	160	御影																							
住吉	200	200	200	200	160	160	160	160	住吉																							
魚崎	250	200	200	200	200	160	160	160	160	魚崎																						
青木	250	250	200	200	200	200	160	160	160	160	青木																					
深江	250	250	250	200	200	200	200	160	160	160	160	深江																				
芦屋	250	250	250	250	200	200	200	200	200	160	160	160	芦屋																			
打出	280	250	250	250	250	200	200	200	200	200	160	160	打出																			
香櫨園	280	280	250	250	250	250	200	200	200	200	160	160	香櫨園																			
西宮	280	280	280	250	250	250	250	200	200	200	160	160	160	西宮																		
今津	280	280	280	280	250	250	250	250	200	200	200	160	160	今津																		
久寿川	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	久寿川																	
甲子園	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	甲子園																	
鳴尾・武庫川女子大前	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	160	160	160	160	鳴尾・武庫川女子大前																
武庫川	300	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	160	160	160	武庫川																
尼崎センタープール前	300	300	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	160	160	160	尼崎センタープール前															
出屋敷	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	160	160	出屋敷															
尼崎	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	尼崎											
大物	320	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	大物									
杭瀬	320	320	300	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	杭瀬							
千船	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	千船						
姫島	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	300	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	姫島						
淀川	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	淀川					
野田	320	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	野田					
福島	330	330	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	福島				
大阪梅田	330	330	320	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	大阪梅田			
尼崎	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	280	280	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	尼崎			
大物	320	300	300	300	300	300	280	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	大物			
出来島	320	320	300	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	出来島		
福	320	320	320	300	300	300	300	300	300	300	300	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	福		
伝法	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	300	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	伝法		
千鳥橋	320	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	千鳥橋		
西九条	320	320	320	320	320	320	300	300	300	300	300	300	300	280	280	280	280	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	西九条		
九条	420	410	410	410	410	410	410	410	390	390	390	390	390	390	390	370	370	370	370	370	370	340	340	340	340	340	340	340	340	340	九条	
ドーム前	420	420	410	410	410	410	410	410	390	390	390	390	390	390	390	370	370	370	370	370	370	340	340	340	340	340	340	340	340	340	ドーム前	
桜川	420	420	410	410	410	410	410	410	390	390	390	390	390	390	370	370	370	370	370	370	370	340	340	340	340	340	340	340	340	340	桜川	
大阪難波	420	420	420	410	410	410	410	410	390	390	390	390	390	390	370	370	370	370	370	370	370	340	340	340	340	340	340	340	340	340	大阪難波	
武庫川	300	300	280	280	280	280	280	280	280	250	250	250	250	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	武庫川	
東鳴尾	300	300	300	280	280	280	280	280	280	280	250	250	250	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	東鳴尾	
洲先	300	300	300	280	280	280	280	280	280	280	250	250	250	250	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	洲先	
武庫川団地前	300	300	300	300	280	280	280	280	280	280	280	250	250	250	250	200	200	200	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	武庫川団地前	

(単位:円)

第58条(普通旅客運賃及びこれに含まれる鉄道駅バリアフリー料金)

(単位:円)

区間	1	2	3	4	5	6	7	神戸三宮～元町駅間
キロ程	1～4	5～8	9～13	14～18	19～24	25～30	31～34	
大人普通旅客運賃	160	200	250	280	300	320	330	130
(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(0)
小児普通旅客運賃	80	100	130	140	150	160	170	70
(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(0)	(0)	(10)	(0)	(0)	(0)	(10)	(0)

阪神なんば線大阪難波～西九条間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は大人普通旅客運賃(鉄道駅バリアフリー料金を含む。)に90円を加算する。ただし、乗車キロ数が4キロメートルまでの場合は60円を加算する。

(定期旅客運賃(単位:円))

キロ程	区 分	通 勤			通 学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1	大人定期旅客運賃	4,110	11,720	22,200	1,380	3,940	7,460
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	6,370	18,160	34,400	2,330	6,650	12,590
2	大人定期旅客運賃	4,960	14,140	26,790	1,750	4,990	9,450
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	7,220	20,580	38,990	2,700	7,700	14,580
3	大人定期旅客運賃	5,710	16,280	30,840	2,120	6,050	11,450
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	7,970	22,720	43,040	3,070	8,750	16,580
4	大人定期旅客運賃	6,350	18,100	34,290	2,440	6,960	13,180
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	8,610	24,540	46,500	3,390	9,670	18,310
5	大人定期旅客運賃	7,000	19,950	37,800	2,700	7,700	14,580
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	10,390	29,620	56,110	4,120	11,750	22,250
6	大人定期旅客運賃	7,420	21,150	40,070	2,970	8,470	16,040
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	10,810	30,810	58,380	4,390	12,520	23,710
7	大人定期旅客運賃	7,850	22,380	42,390	3,190	9,100	17,230
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	11,240	32,040	60,700	4,610	13,140	24,900
8	大人定期旅客運賃	8,270	23,570	44,660	3,300	9,410	17,820
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	11,660	33,240	62,970	4,720	13,460	25,490
9	大人定期旅客運賃	8,700	24,800	46,980	3,400	9,690	18,360
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	12,090	34,460	65,290	4,820	13,740	26,030
10	大人定期旅客運賃	9,120	26,000	49,250	3,510	10,010	18,960
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	12,510	35,660	67,560	4,930	14,060	26,630
11	大人定期旅客運賃	9,550	27,220	51,570	3,620	10,320	19,550
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	12,940	36,880	69,880	5,040	14,370	27,220
12	大人定期旅客運賃	9,870	28,130	53,300	3,720	10,610	20,090
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	13,260	37,800	71,610	5,140	14,650	27,760
13	大人定期旅客運賃	10,190	29,050	55,030	3,820	10,890	20,630
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	13,580	38,710	73,340	5,240	14,940	28,300
14	大人定期旅客運賃	10,510	29,960	56,760	3,940	11,230	21,280
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	13,900	39,620	75,060	5,360	15,280	28,950
15	大人定期旅客運賃	10,850	30,930	58,590	3,990	11,380	21,550
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	14,240	40,590	76,900	5,410	15,420	29,220
16	大人定期旅客運賃	11,160	31,810	60,270	4,040	11,520	21,820
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	14,550	41,470	78,570	5,460	15,570	29,490
17	大人定期旅客運賃	11,370	32,410	61,400	4,090	11,660	22,090
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	14,760	42,070	79,710	5,510	15,710	29,760
18	大人定期旅客運賃	11,590	33,040	62,590	4,150	11,830	22,410
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	14,980	42,700	80,900	5,570	15,880	30,080
19	大人定期旅客運賃	11,810	33,660	63,780	4,210	12,000	22,740
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	15,200	43,320	82,080	5,630	16,050	30,410
20	大人定期旅客運賃	12,030	34,290	64,970	4,270	12,170	23,060
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,060)	—	—	—
	加算運賃を含む	15,420	43,950	83,270	5,690	16,220	30,730

キロ程	区 分	通 勤			通 学		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
21	大人定期旅客運賃	12,240	34,890	66,100	4,300	12,260	23,220
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	15,630	44,550	84,410	5,720	16,310	30,890
22	大人定期旅客運賃	12,440	35,460	67,180	4,330	12,350	23,390
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	15,830	45,120	85,490	5,750	16,390	31,050
23	大人定期旅客運賃	12,670	36,110	68,420	4,360	12,430	23,550
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,060	45,780	86,730	5,780	16,480	31,220
24	大人定期旅客運賃	12,880	36,710	69,560	4,400	12,540	23,760
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,060)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,270	46,370	87,860	5,820	16,590	31,430
25	大人定期旅客運賃	13,050	37,200	70,470	4,440	12,660	23,980
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,440	46,860	88,780	5,860	16,710	31,650
26	大人定期旅客運賃	13,150	37,480	71,010	4,470	12,740	24,140
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,540	47,140	89,320	5,890	16,790	31,810
27	大人定期旅客運賃	13,200	37,620	71,280	4,500	12,830	24,300
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,590	47,290	89,590	5,920	16,880	31,970
28	大人定期旅客運賃	13,260	37,800	71,610	4,530	12,920	24,470
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,650	47,460	89,910	5,950	16,960	32,130
29	大人定期旅客運賃	13,310	37,940	71,880	4,560	13,000	24,630
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,700	47,600	90,180	5,980	17,050	32,300
30	大人定期旅客運賃	13,360	38,080	72,150	4,580	13,060	24,740
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,750	47,740	90,450	6,000	17,100	32,400
31	大人定期旅客運賃	13,410	38,220	72,420	4,600	13,110	24,840
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,080)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,800	47,880	90,720	6,020	17,160	32,510
32	大人定期旅客運賃	13,460	38,370	72,690	4,620	13,170	24,950
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,850	48,030	90,990	6,040	17,220	32,620
33	大人定期旅客運賃	13,460	38,370	72,690	4,620	13,170	24,950
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,850	48,030	90,990	6,040	17,220	32,620
34	大人定期旅客運賃	13,460	38,370	72,690	4,620	13,170	24,950
	(うち鉄道駅バリアフリー料金)	(380)	(1,090)	(2,050)	—	—	—
	加算運賃を含む	16,850	48,030	90,990	6,040	17,220	32,620

阪神なんば線内の大阪難波から西九条までの区間内を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、大人定期旅客運賃(鉄道駅バリアフリー料金を含む。)に次の金額を加算する。

- ア. 通勤定期旅客運賃(1か月)は3,390円を加算する。ただし、乗車キロ数が4キロメートルまでの場合は、2,260円を加算する。
- イ. 通学定期旅客運賃(1か月)は1,420円を加算する。ただし、乗車キロ数が4キロメートルまでの場合は、950円を加算する。

(危険品)

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	火薬類 (1) 火 薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆 薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで 400 個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径 0.22 インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては 800 個以内)のもの。
2	高压ガス (1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオン-12、フレオン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高压ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のもの。
3	マッチと軽火工品 (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん(発煙筒を含む。)、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬又は着火器ともいう。)、冷始動発熱筒、始発筒、その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で容器・荷造りとの重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せんであって重量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。
4	油紙、油布類 (1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物繊維	容器・荷造りとの重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持込むことができる。

(第 249 条) 別表 4 号

5	可燃性液体	<p>(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールター軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルプロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、その他の可燃性液体及びその製品(ベンキ等)</p> <p>(2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)</p> <p>(3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)</p>	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(可燃性液体そのものは除く)で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p>
6	可燃性固体	<p>金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品</p>	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
7	吸湿発熱物	<p>ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド(炭化カルシウム)</p>	<p>乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
8	酸類	<p>(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン(塩化スルフリルを含む。)、沸化水素酸</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないよう荷造りしたもの。</p>
9	酸化腐しよく剤	<p>塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩素バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クロム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。</p> <p>(2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。</p>

10	揮発性 毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フエロシリコン、 塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、 その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造りとも重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性 物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が 300 グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)の適用を受けないもの (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において、「実重量が〇グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器、荷造り等の重量は含まない。

